

編輯局報情

週報

號日十月二十

昭和十二年十月十一日 第三種郵便物認可 (毎週一、四、水曜日發行)



産業再編成問答

年末年始の輸送制限

米穀生産奨励金の交付方法

履物 生活必需品讓本 ⑭

シンガポールとマレー事情

五錢

270號

露光量違いにより重複撮影

事態が如何にならうとも
一億の肚は決つてゐる
断乎興亞の大業に
邁進あるのみ

週報

第二七〇號
十二月十日

産業再編成問答(上) 商工省：二
米穀生産奨励金の交付方法 農林省：三

現地報告

勤勞報國隊……………文部省：四

告知板……………六
年未年始の積算送別帳簿整理辦法の
手引(二) 閣内閣用

通風塔……………三

生活必需品積本⑩……………三

履物……………商工省：三

シンガポールと

マレー事情……………三

國民演劇映畫脚本入選發表……………三

十一月二十八日迄

陸軍航空部隊、昆明を猛爆

新聞統制令に關する新聞聯盟

提出案を閣議で承認

芳澤特派大使、ドクイ佛印總

督と會談

十一月三十日(日)

H滿華三國締盟一周年記念日

陸軍航空部隊、蘭州、惠州兩を

猛爆

十一月一日(日)

陸軍航空部隊、西安を猛爆

高等學校入學試験の繰上げ

十一月一日、二日を文部省公布

H米第六次會談

十一月二日(金)

陸軍航空部隊、南寧を猛爆

敵九機を爆撃

鐵道大臣に八田嘉明氏親任

拓務大臣を井野雄林大臣兼任

十一月七日(日)

日米第七次會談

坪上駐泰大使、ヒン首相と

會談

英東亞艦隊を編成の旨、シン

ガポール軍當局公表

十一月三日(金)

故那憲王妃賀陽宮好子殿下の

御喪儀葬場の御儀執り行はせら

る

第三十回(後編第七回)支那事變

生存者論功行賞の御沙汰あらせ

らる

ハル米國務長官、日米交渉の

經過を暴露す

労働爭議防止法案を米下院で

可決

十一月四日(土)

陸軍航空部隊、西安を猛爆

東亞經濟懇談會第三回大會を

東京で開催(六日まで三日間)

週間誌

事態が如何にならうとも
一億の肚は決つてゐる
断乎興亞の大業に
邁進あるのみ

露光量違いにより重複撮影

週報 第二七〇號 十二月十日

産業再編成問答(商工省) 農林省

現地報告

勤勞報國隊... 文部省

告知... 文部省

通風塔... 農林省

生活必需品... 農林省

履物... 商工省

シンガポールと

マレー事情

國民演劇、映畫脚本人選定表

週報

十一月二十八日

陸軍航空部隊、昆明を兵燹

新開統制令に關する新聞聯盟

提出案を閣議で承認

芳澤特派大使、ドクイ佛印總

督と會談

十一月三十日

日滿華三國締盟一周年記念日

陸軍航空部隊、臨關、惠州南を

兵燹

十二月一日

陸軍航空部隊、西安を兵燹

高等學校入學試験の繰上げ

十一月二日を文部省公布

日本第六次會談

十二月二日

陸軍航空部隊、南甯を兵燹

第九國を兵燹

鐵道大臣に八田嘉明氏親任、

拓務大臣を井野農林大臣兼任

日本第七次會談

坪上駐泰大使、ビソン首相と

會談

英東亞艦隊を編成の旨、シン

ガポール軍當局公表

十二月三日

故瑪憲王妃賀陽宮好子殿下の

御喪儀葬場の御儀執り行はせら

る

第二十回(陸軍第七回)支那事變

生存者論功行賞の御沙汰あらせ

らる

ハル米國務長官、日米交渉の

經過を暴露す

萬國爭議防止法案を米下院で

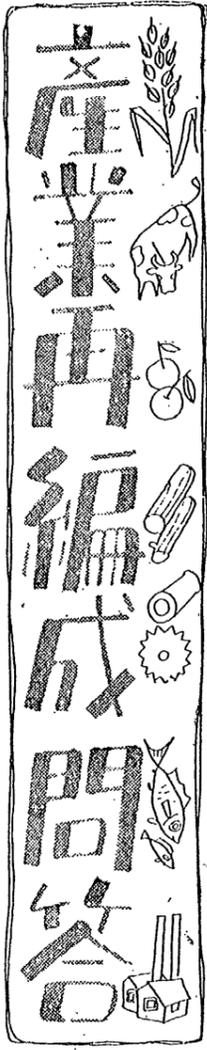
可決

十二月四日

陸軍航空部隊、西安を兵燹

東亞經濟懇談會第三回大會を

東京で開催(五日、三日間)



産業再編成の必要

〔問〕最近産業再編成とか、決戦經濟態勢といふことが盛んに叫ばれますが、どんな理由からでせうか
〔答〕日本の國防の安全を確保して日本民族が發展をしてゆくためには、日本の經濟は自分の力で自分のすべてを賄へるやうな形にならなければなりません。ところが、これまでに日本の經濟は貿易といふものの中

心にした經濟であつて、第三國から物を買ひ、また第三國に物を賣るといふことを中心として動いて來たのです。従つて自給自足の經濟になつてゐないわけで、これを自給自足の經濟に直さなければならぬ。これが産業再編成を必要とする第一點です。
次に戰爭を遂行してゆくためには、戰爭を遂行してゆくことに日本の全部の力を集中しなければいけません。ところが、従來の自由主義經濟

といふものは、さういふ形に出來てゐません。即ち全體の力を一つの目的に集中して動かすといふことが出來るやうな態勢になつてゐないから、これをその形に直してゆかなければならぬ。これが産業の再編成を必要とする第二點です。
〔問〕事變以來わが産業界はどんな歩みを續け、また政府はどんな處置をとつて來たてせうか
〔答〕日本が高度の自給自足の經濟を作らなければいけないといふこと

から、さういふやうな歩みを始めたのは滿洲事變からですが、急激に支那事變が始まつたため、産業の再編成も急速にこれを行はなければならぬ情勢になつて來たのです。ところが、元來支那事變は不擴大といふ方針から出發をしましたが、産業の統制も、その時々に必要な限度で實行して來たのであります。すなはち必要な物資の輸入を確保するために輸入の統制をやり、或ひは必要な物資を必要な方向に廻らすために物資の配給を統制するとか、現在の産業の姿をその儘にして、その上に戰爭の要求に適合してゆくやうな形で統制して來ました。従つて次第に事變が擴大し、かつ世界的戰爭の一環としての支那事變が明

瞭になつてまゐりますと、現在の産業の構成のままでは、その状態に適合してゆくやうな統制を實行することが不可能になり、統制が行き詰つて來たのです。
しかも一方、英米等の經濟封鎖が、近頃のやうに強化されて來ると、日本はその好むと好まざるにかゝらず、自國の力だけでこの事變に對處してゆかなければならなくなつて來ました。
再編成の方策
〔問〕このやうな情勢に對して、政府はどんな産業再編成の方策を立ててゐるのですか
〔答〕いま政府が實施しました實施し

ようとしてゐる方策には、産業再編成を必要とする理由によつて二つの面が考へられます。
一つは、第三國依存の經濟を高度の自給自足の經濟に再編成替しようとしてゐることであつて、この意味においては各種の企業の整備統合が行はれると共に、従來の經濟状態において必要であつた産業の設備、例へば貿易を中心とした各種の工業とか商業とか、さういつたものの設備が、經濟の動き方が違つて來るにつれて必要さが少くなつて來、遂ひに遊んでゐるといふ状態になつて來たのです。一方軍事の必要から重工業に關する生産力が非常に要求されるやうになり、この間の編成替へを行ふために、日本の現在持つてゐる經



力を最も有効に働かせるよう、産業設備費といふやうな機關を設けて、産業の再編成を實行しようと考えてみます。

もう一つは、日本の現在の經濟力を、戦争遂行の目的に全體的に集中動員できるやうな體制を敷くことが必要であつて、これがためには、まづ全體の力を集中し得るやうな仕組みを作る必要があるわけだ。従つて従來のやうにばらばらに動いてゐた日本の經濟力といふものを、全體的に組織することを實行しなければならなくなつて來たのです。この意味で、重要産業團體令といふ法律が實施されることになつたのです。

重要産業團體令の使命

(問) 重要産業團體令とは簡單にいふと、どんな法律でせうか。

(答) これは今申上げたやうに、日本の全體の經濟力を、戦争目的のために集中動員する全體を組織するための法律です。すなはち、一つの目的に集中してそれを最も能率よく動かさうといふためには一つの組織が必要であつて、たゞ全體のものを組織なく集めたといふだけでは、全體の力を本當に動かすわけにはいきません。これをやつてゆかうといふのが重要産業團體令でありまして、各重要産業別に團體、すなはち統制會といふものを掲げ上げて、産業別に

その持つてゐる力を最も有効に一つの目的に向つて集中して働かせるやうにし、さらにそれを綜合して全體の力をそれ／＼分擔を決めて有効に國の目的達成のために動かしてゆかうといふ法律なのです。

(問) 統制會の設立は、何故生産擴充になりますか。

(答) 今のやうな立場では、國の經濟の力—これを作つてゐる物、金、人、これは總て一定の限度がありましてこの限られた、すなはちあるだけの力を一つの目的のために一番有効に使つてゆかうとすれば、全體を無駄のないやうにそれ／＼の役割を決めて上手に使つてゆかなければなりません。ところが従來の經濟では、前にも申上げたやうに、國全

體のこれ等の力が分れ／＼になつて來てそれ／＼自分勝手に動いてゐたために、その間に競争もあり無駄が多かつたのです。そこで、かういふものを統制會に一つに纏め上げて、お互ひの間の競争などで無駄にしないやうにするのですから、生産擴充の上に大きな効果が期待されるわけです。

統制會の活動

(問) 統制會の最も重要な任務は、生産と配給の統制指導といふことですが、どういふわけからですか。

(答) 重要産業團體令によつて設立される統制會の一番重要な任務は、いま申上げたやうに、全體の力を最

も有効に一つの目的に向つて發揮してゆくことにあるのです。それには、生産といふものを統制指導することが第一條件です。この生産の統制指導といふことは、全體の力を必要な方向に向つて最も有効に動かすといふことにありまして、この意味から個々の企業を統合するためには、企業の整備確立といふことも必要となると共に、それ／＼の企業に對する生産の分擔を決めてゆくといふやうなことも必要になつて來ます。

また一方、ものが作られる所と、これが必要とされる所と、必ずしも時、場所の關係において一つになつてはゐないのです。従つて、作られる所と、これを使ふ所とが適正

に連絡されてゐなければ、それだけ無駄も多くなるわけです。また生産の能率も上つて來ないといふことになるのでして、この意味において、生産を増強してゆくといふことの面からみても配給が適正に行はれるといふことが必要です。現在生産が思ふやうに伸びないといふ大きな原因が、この配給がうまくゆかないといふ點にあることから考へてみましても、このことはよくお分りのこととせう。時、所、この二つの面で適正に物が配給されなければならぬのでありまして、全體の力を最も合理的に動かすやうにするためにも、配給の統制指導といふことが是非必要なのです。

(問) 統制會では業種の指定をする

といふことですが、これはどういふことですか。また現在迄にどのくらい指定されておりますか。

(答) 業種の指定といふのは、どういふものに統制會を作つてゆくかといふことを決めるものであり、理想としては全部の企業に統制會が作られることが必要ですが、一度に企業種を組織することはなか／＼困難で、却つて全體の經濟の動きを停滞させることも起りますので、最も必要なものから順次統制會を組織してゆく方法をとつてゐます。従つて業種の指定もこの意味で順次に行はれてゐます。今指定されてゐるものは鋼鐵、その他の鑛産物、鑛産物の加工、石炭、機械、セメント、貿易、造船の八つです。尤も機械は五つに

分れてゐますから十二になります。(問) 統制會の設立を命令された部門は、現在どのくらいありますか。今後はどうせう。

(答) 業種指定があつてから本當に作られる時は、さらに設立の命令が出ます。現在命令が出て設立されたものに鐵鋼統制會と石炭があり、すでに命令が出てゐるものに鑛産物、セメント、機械があります。なほ今後、指定されたものは、年内に設立命令が出る筈であります。

産業設備營團の任務

(問) ては産業設備營團は、どんな役目をもつて生れたのでせう。

(答) 産業設備營團は大きく言つ

て、二つの役目をもつてゐます。そ

の二つは、現在國として最も大事な産業—これを國家緊要産業と呼んでゐますが—それらの國家緊要産業について、新たに生産を起したり、或ひは從來の生産を急速に増したりする必要があるものがかかりありますが、それらを何とか實現して、國家の要求に應ずる必要があります。次ぎは、わが國の經濟界には、現在相當額の未動遊休設備がありますが、これらをこの際總動員して、できるだけ國家のお役に立つやうに使はなければなりません。この二つの目的を達成するために、産業設備營團を設立することにしたのであります。

(問) 未動遊休設備といふのは、どういふことですか。

(答) 未完成設備と遊休設備の總稱です。未完成設備といふのは、まだ出来上つてゐない設備のことをい

ひ、遊休設備とは經濟的な運轉をしてゐない設備のことを申します。もつとも、でき上らない設備の中にも、近いうちに完成の見込のあるものは未完成設備とは申しません。將來相當長きに亘つてでき上る見込のないものだけを、未完成設備として營團で取扱ふ豫定です。遊休設備はいま申したやうに、經濟運轉をしてゐないものはすべて一應これに入るわけですが、その全部を營團が取扱ふわけにはありません。具體的には、産業再編成計畫において他に轉用することに決めたものと、將來のために保存する設備のうち、營業者

が自力で持てないものと、一つはこの際廢棄する設備と、この三種の遊休設備を營團で取扱ふわけです。

(問) 現在未動遊休設備は金額に見積つて、どの位あるものでせう。

(答) 只今までに商工省で主な工鑛業に假調査をしましたところでは、國民更生金庫の対象となるべき小規模事業の分を除き大體二十五億圓前後です。そのうち、未動設備が約十億圓、遊休設備が十五億圓足らず位の見當になつてをります。その内譯についても大體の調べはありますが、その内容を發表しますことは、いろいろな理由で適當でないやうに思はれますので、差し控へたいと思ひます。

(問) 營團の資本金はどの位ですか。

(答) 營團の資本金は二億圓で、他に拂込資本金の五倍まで、産業設備

債券といふ特殊の債券を發行できるやうになつてをります。従つて、資本金と合せて十二億圓の資金を使へることになります。

(問) 營團の対象とする事業には、どういふものがありますか。

(答) まづ積極事業即ち建設方面の事業から申上げますと、國家緊要産業、すなはち重體産業、生産擴充計畫産業、代用品産業、不足物資産業等が、その主なものです。次ぎは消費事業、すなはち未動遊休設備の整理活用の仕事で、この方面では、どんな産業でもその対象にします。つまり、未動遊休設備は、それがどの

産業に属するものであらうとも、あげてこれを活用しようといふのです。

(問) 統制會と營團は、どんな關係に立つてゐますか。

(答) 非常に密接な關係があり、兩者は全く一體となつて、いはゆる産業再編成の仕事に邁進しなければなりません。これももう少し詳しくいひますと、産業の再編成は、まづその根本方針を政府が定めて、その根本方針に基づいて、各統制會がそれぞれの産業について、具體的に再編成の實行計畫を立てることになるのです。その實行計畫を立てる際には、初めから營團が参畫することとは勿論です。さうして、兩者の協力で出来た實行計畫の實現を促進する役目を擔ふのが、この營團と

いふわけですか。

(問) 具體的にいふと、どういふことですか。

(答) 或る産業について、どの設備を動かすか、どの設備を將來のために保存し、どの設備をこの際廢棄して、素材として國家のお役に立てるか、といふことが産業再編成計畫によつて決まります。その保存する設備のうちで、營業者が自力で持つてゐるものは自力で保存させ、それができないものはこの營團が買ひ取つて保存致します。また廢棄する設備はすべてこの營團が買ひ取つて、解體の上をそれらの物資回收機關に賣り渡すことになり、つ

とになります。その統制會の計畫設定にあつては、つねに營團が参畫することは先に述べた通りです。

(問) 政府はこれまで、軍需産業、生産力擴充産業、代用品産業等に對して、どんな對策を講じてきたのでせうか。

(答) これらの産業に對しては、ずいぶんいろいろな保護助長の政策を講じてきてをります。一例を申し上げますと、或る種の基礎的な重要事業については特別の事業法を設けて、必要な保護と監督をあはせ行つてをります。たとへば、鐵については製鐵事業法、石油については石油事業法、人造石油については人造石油製法、人造石油については人造石油製法、自動車については自動車製造事業法、工作機械については工

作機械製造事業法をそれ／＼設けてをります。

(問) これ等の事業法は、大體どういふ點を骨子としてゐるのですか。

(答) 内容は多少の違ひはありますが、大體その事業を許可事業として、或る特定の事業者だけに、その事業を營む特權を與へて種々の保護を加へるとともに、反面において必要な統制と監督を行ふのがその眼目です。つまり税の減免をしたり、土地收用の特權を與へたりして保護をしますと同時に、政府が製造方法とか、製造品の價格、或ひは事業の會計等について、特別の監督をすることにしてをります。

(問) 金銭的の助成などとしてゐますか。

(答) 輕金屬製造事業とか、産金その他重要礦物に關する事業とか、人造石油事業といつたやうないろんな事業に、助成金や奨励金を出してをり、それ／＼相當の効果をあげてをります。

(問) 國家總動員法に基づく對策なども講じられてゐますか。

(答) いはゆる總動員法の制度など國家總動員法に基づいてをり、極めて有効な成果をあげてをります。これは或る種の事業に資金が必要な場合、もしも業者の力でこれが得られないときには、政府が金融機關に命令して、必要な資金を貸付けさせ、將來その貸付のために損失が起つた場合には、政府がこれを補償するといふ制度です。

その他、國家總動員法によつて必要な設備命令を出して、そのために營業者が損失をうけた場合、政府が補償するといふ制度もあり、また人造石油事業や鑛業については、特別の法律に基づく助成會社が設けられてをりまして、その事業の資金の供給を回済する役目を勤めてをります。帝國燃料興業株式會社とか、日本産金振興株式會社、帝國鑛業開發株式會社などはその例です。

(この稿つゞく)

次號では中小企業業の整理統合を中心
に、統制に伴ふ課税の問題や、轉廢
業の共助資金、新金開業等について
問答をつづけます。

— 商工省 —



米穀生産奨励金の交付方法

農 林 省

政府は去る八月米價對策を決定し、生産奨励金と二重價

格を採用し、米の價格を實質的に右當り五十圓程度に値上げする方針を發表しました。その中、二重價格制の方は去る九月十八日、最高販賣價格を改訂して、銘柄等級格差の整理と政府買上價格の一圓引上げを實行したことは御承知の通りですが、奨励金の交付については、議會で豫算の協賛を受ける必要がありますので、政府は先日臨時議會に追加豫算を提出して承認を得ました。即ち、奨励金の額は右當り五圓ですから、奨励金交付の對象となる管轄米、小作米を約三千七百万石と見込んで、總額一億八千五百万圓を計上しました。本年の作柄からみて、これで十分と考へられますが、なほ萬一不足の場合は、次ぎの通常議會で更に

追加豫算を提出する筈です。

このやうに豫算の決定を見ましたので、いよ／＼今回、農林省令「米穀生産奨励金交付規則」を公布して、十二月十五日から施行することになりました。

ところで、従来の奨励金は、大抵、道府縣や産業團體等の助成事業に對する補助金として交付され、その交付時期が非常に遅れるといふ非難が往々ありました。その中には、奨励金が精算拂であることに對する誤解や、また真にやむを得ない事情による場合も少くなかつたのですが、今回の奨励金は何とかして敏捷に交付するやうにしたいといふので、當局としてはいろいろ苦心しました。それに、もとものと今回の奨励金は、米價の引上げに代る對策として決定さ

れたものですから、この趣旨から考へますと、政府買上米の代金支拂に準じた方法によるのが最も適當です。即ち、産業組合系統を通じ、組合を經由機關として米の代金を支拂ふのと同様に奨励金を交付することが、最も簡易で

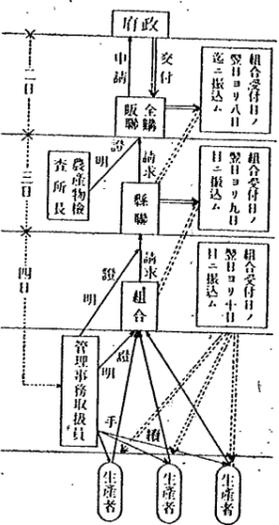
また敏捷な方法だと考へました。それに、米價對策決定の際に發表され農林大臣の談にもありますやうに、今回の對策による増加所得が浮動購買力になることは、時局柄好ましくないことなので、これを一應貯金し、生産資金として活用するやうにしたい。かやうな趣旨からしても、今回の奨励金を組合の貯金に振込み、通帳振替にすることが適當と考へたのです。次に、今度公布された米穀生産奨励金交付規則と要綱の内容を簡単に説明します。

奨励金の手續としては、生産者はその管理米の證明押捺を受けた時に、米穀管理事務取扱員から確認證明書を受けます。また小作の場合には、小作米を管理米として出荷し、證明の押捺を受けた時、また地主の自家保有米となるものは、管理事務取扱員の指圖に従つて、地主の受領證を取扱員に呈示する等の方法によつて確認證明書を貰ひま

す。この證明書は、もう新米の出荷に伴つて各地でドンシ發行されてゐる筈です。

生産者はこの證明書を、産業組合の組合員である方はその所屬販賣組合へ差出して下さい。また組合員でない方は、その管理米または小作米を預けた農業倉庫業者に證

生産奨励金交付圖解



明書を差出します。農業倉庫のない場合は、産業組合の組合員でない方も農事實行組合に入つてをられるはずですから、その農事實行組合の加入してゐる販賣組合に證明書を差出して載きます。さうしますと、その組合なり農業

倉庫業者は、それ／＼縣聯、全購販聯を通じて政府に奨励金請求の手續をとりませう。

證明書を組合または農業倉庫に出しますと、それから十日くらゐで、奨励金が組合の貯金として振込まれますから、生産者は證明書を出す手續さへすれば、あとは待つてゐても十日くらゐの経れば奨励金を通帳で受取ることができるといふわけではあります。

申請手續の内容について申しますと、組合は毎日集まつた證明書を取纏めて一通の請求書を作り、それに米穀管理事務取扱員の判を押して貰つて縣聯へ送ります。縣聯は毎日組合から集まつて来た請求書を取纏めてまた一通の請求書を作り、それに農産物検査所長の判を押して貰つて全購販聯に送ります。全購販聯は各縣聯から集まつて来た請求書を取纏めて農林大臣に申請します。

かういふ経路で申請されるのですから、組合、縣聯、全購販聯の事務はもちろん請求書に對する米穀管理事務取扱員なり、農産物検査所長の證明手續もできるだけ敏速に處理していただくことが肝要です。

なほ、貯金となりました奨励金は、時局の要請である生産の増強のために使つていただきたいものです。即ち、耕地の改良、自作農創設、肥料、農機具の購入などに振向けて、最も有意義に活用して戴くやうに願ひたいのです。

特に、かうした意味から市町村農會、部落團體等では、具體的な運用計畫を樹てられ、その計畫の下に、共同的にさういふ施設をされることが望ましいと思ひます。

☆學生の臨時徴兵検査
☆大學生の逞しい軍事教練——東京帝國大學
☆雪の颯に青年の動員下——長野縣
☆義務動員の基本となる國民登録
☆兵隊さんのカメラ
☆最悪の事態に處せよ——時事新報
☆戦ふ列國の學生たち——

報 週 眞 寫
日 十 月 二 十
銀 十 價 定



投稿規定
一、四角字以内のこと
二、法上匿名送致
三、原稿と封筒には住所氏名明記のこと
四、宛先、東京市麹町區丸の内二丁目四番地
五、週報編輯部 宛
六、塔風通 宛

日米會談について

我々は一刻も早く日米會談が白か黒かはつきりする日を待つてゐます。臨時議會の席上で、議員を代表した島田代議士が政府代表演説の中で、國民の準備は既に出来たと申されました通り、我々銃後の國民は各戦域において萬全を期してゐます。島田代議士の演説は眞に現下の國民の姿であります。どうか國家のため、國民のため政府當局の英斷を急願致します。

(編輯 倉井 健)

日米交渉と隣國

米國の露骨なる敵性行爲は一億同胞の憤激するところである。最少限度にせよ、我が國の譲歩すべき所は何處にありや。我が國が太平洋問題に關し、半歳の長きを費して外交交渉によりて危局を打開せんと努力するのは、靡國以來の國是たる平和愛好の精神に基つき、帝國の存立と指導的立場にある大國としての權威を擁護し、大東亞の新秩序を建設し、以て世界人類の福祉の増進に寄與せんとするにあることは、今さら多言を要せぬところである。米國との平和的交渉の鍵は、彼が我が當然の要求と帝國の指導的立場

場を了解し、相共に眞に世界平和を念ふよりほかに妥協の道あらんと考へるのである。一部名士の講演等において「我が國が米國に對し最少限度の譲歩をなし、平和的に解決せんとする云々」の言を聽くは、誤りも甚だしいと言はねばならない。

壯年よ起たう

何時の時代でも時代を興す者は壯年だと思ふ。まして現下の如き決戦態勢下においては何は更である。しかるに何處にも壯年の活潑な動きを聞かない。不審である。我ら壯年は新しい教育をうけ、新たな意識を培はれ、然も皇國

現地報告

興亞學生勤勞報國隊

楽しい
笑ひ

田 中 魁

準備訓練を終へ、隊員も堂々と出征軍
隊のやうな統制振りで見舞隊を下車した
特技隊は、市民の歡呼に送られつゝ熱
田中に乗船した。埠頭を埋める旗の波
人の波。底から湧き起る「飛行かば」の奏
樂。歡賀を離れる時の感激は生れて初め
て味はふ大きな感激であつた。港を遙か
に離れた船の上で私は遠ざかり行く日本
の姿を打ち眺めてゐた。日本の代表、滿

洲建設の礎、そんな想念が心の中を旋
風のやうに通り返りて行く。

羅漢、新卒、延吉、汪清と次第に目的
地に近づいて行つて歓迎振りも熱を帯び
て来る。われは何かか氣押されたや
うな責任の重さを感じた。隊長殿が口癖
のやうにいはいはれる通り、果してわれ
はこの歓迎、この期待に副ひ得るであら
うか。焦燥と危惧の念が心を満たす。經
験のない學識の浅い自分等にどうして出
來よう。しかし、できる限りの努力を惜
しまず、ひたすらこの任務を遂行するな

らば、たとへ十分この歓迎に應へ得なかつたとしても、われは俯仰天地に恥ぢないわけなのだ。誠意だ。要するに誠意を以て事に當り、少しでも日滿親善の助けとなればよいわけなのだ。

作業地に着いても滿人相手なので話が全然通じない。身振りや手真似で懸命に意志を傳へようとす。そして、果ては可笑しくなつて思はず吹き出してしまふ。滿人達もついに釣られて笑ひこける。言葉は十分通じなくてもわれは心から楽しくなる。私はこの笑ひの中に親善

を感じた。

滿人達は牛や馬を喜んで連れて来る。畏れの豫防接種である。夕方近くなつて作業も終つた頃、二里も離れた山奥から牛を連れて来た老人もあつた。われは驚かひ込んだ治療箱を開いて夕闇の中で又作業を始めるのである。老人は嬉しうに何度も「謝々」といひながら丁寧に頭を下げた。これから又二里の山路を牛をひいて歸るのであらう。われは何となしにととも良いことをしたやうな満足感で無性に嬉しくなつた。牛や馬の接種では滿人達も心から協力してくれる。これはもちろん實際現はれた成績の結果からさうなるのであらう。彼等の心に訴へるのは理論ではない。實際なのである。

ところが、豚コレラとなると残念ながら成績は餘り芳しくない。わざ／＼豚小屋まで出向いていつとも一向成績は上

らない。われは相集つていろいろと對策を考へた。その結果、村の子供達を集めて應援させることに決めた。子供達は珍らしさ／＼に囁々として立ち働いた。

教育局では、昭和十四年來「興亞學生勤勞報國隊」を滿洲支那の各地に派遣し、青年學徒として身を以て東亞新秩序建設の事業に参加せしめると共に、大陸に對する認識を深化し、堅忍持久の意力を養成し、相率めて興亞の大業を實踐すべき學風の振興を期するため各種勤勞に従事させて來たのであるが、本年度も全國の大學、高等專門學校の學生生徒から約八百名を選び各隊に分けて大陸各地に派した。こゝにかゝげたものは、これ等學生の現地報告である。

家畜類の防疫と増産とは誠に大滿洲國の重大問題である。畜産こそ滿洲國の最も重大な産業の一つである。そして、それは單に畜産に止まらず、滿洲農業の開発の上にも甚大な影響を及ぼすものである。畜力による耕作こそ滿洲に對する一大福音なのだ。しかも、滿洲は畜類疾病の展覽場である。こゝこそわれ若い獸醫技術者の活躍場があるのだ。

醫療設備のよい訓練所

伊拉哈訓練所の本部へ着いてまづ感

いたのは、廣い野原のまん中にたゞ家屋が數軒規則的に並んでゐるに過ぎないことであつた。そこには何ら城壁も城門もない。如何にこの附近の治安が維持されてゐるかが分らう。時に匪賊の入ることはあつても、實際に襲撃されたことは未だ二回もないさうだ。相當壯な威嚇をし



井戸検査所

常の喧嘩を歩かねばならず、新聞なども分れるので、各集団にはラジオが設けられてゐる。訓練生がこのラジオによつてどんなに慰められてゐるかは、内地の生活からは到底推量できない。

訓練所の飲料水は大變濁つてゐるが、長年の使用に馴れて、今ではたれ一人腹を痛める者もないさうである。食物は米が相當に豊富で、野菜などもかなりあるが、内地の精進な献立とは全く比較にならない。しかし、かうした飲食物に満足して業を勵む訓練生に對し、心から尊敬せずにはゐられない。

醫務室の設備は豫想に反して、完備してをり、藥品の豊富などに驚嘆させられたほどで、ふつうの患者なら訓練所で發生するものは處理できるさうである。訓練生は體格が極めて良く、本年の徴

兵検査では殆んど全員が甲種に合格したほどである。彼等は皆、陛下の軍隊に馳せ参する日を心待ちにしてゐる様子があり、とうとうかよはれ、誠に力強く感じた。

宿舎の周囲には、耕作地や野原が限りなく擴がり、豊かな自然の恵みを受けて、色とりどりの花が今を盛りと咲き誇つてゐる。ちやうどお花畑を歩くやうな氣持である。われわれはこの花の毛氈を踏んで集団から集団へと點々と移動診療を行つた。

訓練生の行事は早朝から夕刻まで続く。起床すると朝食前に早くも一日の作業は開始される。しかし、この激しい作業も食後にはかなり長時間の休息が與へられてゐる。この時間こそ温しい彼等の體力を維持し、疲労を回復する上に絶対に必要なものである。訓練生は或ひは晝寝し或ひは静養して、思ひ／＼の時間

てきたわれ／＼も、一まづ左胸の胸を撫で下したのである。

この訓練所は入植が最も早く訓練生は皆よく生活に馴れ、各自の持場々々に向つて孜々として業に勵んでゐる。しかし随分不自由で、電報一本を打つにも相

を過す。この休養がなければ到底彼等の健康は保てまいと思ふ。そして、この楽しい休息の一時が済むと再び午後の作業が始まる。協同一致、それ／＼の本分を誰し互に勵まし合ひながら、平和な、しかも緊張した伊拉哈訓練所の生活は樂しみと誇りの中に送られてゐる。

君恩の宏大さ

工務部長 上田重春

大陸の廣軌列車に乗り、その廣さに驚きの眼をみはりつゝ、汽車は一路國境國門に向ふ。やがて洪橋に着く。未だわれわれの耳に新たな張鼓鼓事件、車窓に當時の模様を聞いた時に、如何にわれ／＼の先輩が勇敢に戦つたか、唯感涙あるのみだ。國境、内地ではとても考へられない何ともいへない感じが身にひし／＼と迫る。

國門で新京行の汽車に乘換へる。兵隊

さんが吾々の警備のために乗込んでくる。非常に心強い。

明ければ、汽車は廣大な平原を走りつづける。車窓から見える滿人部落はいづれも城壁が築かれてゐる。匪賊が出るためであらう。それにしても匪賊の出さうな危険な場所まで進出してゐる漢民族の進出力、そして、しつかりと根を下してゐる粘り強さに今更ながら感心する。

いよく新京着。新京驛に降りてまづ宿くのは日本人の多いことだ。滿洲に來たやうな感じがしない。近代國家の首府らしく如何にも整頓として若々しく、建設に邁進してゐる様子があり／＼と感ぜられる。廣い路、近代的な建築物、雄大な都市計畫、本當に新京は若々しい青年の街である。ところが、一步城内(滿人街)に入ると非常に賑々しく非常に不潔である。屋外飯食店には蠅が黒山のやうにたかつてゐる。それを平氣で喰つてゐる

滿人、流石に大陸的である。

實地早新に着いた。われ／＼はまづターピンの翼を磨くことにした。勤勞の喜び、自分等はターピン一つ磨くのも國のためだと一生懸命磨いた。苦力達は不思議さうな顔をして見てゐる。

休息中に彼等をつかまへて筆談するの、もまた楽しみであつた。われ／＼の仕事は冷却塔の能率試験で、當番は徹夜で二時間毎に寒暖計を讀むのである。辛かつたが仕事を終へてホツとしたあの氣持、勤勞の喜びをひし／＼と味はつた。歸途中で早新工業四年の生徒と同乗していろいろと話合ひ、東亜のため大いに働くことを約束した。

滿洲は住みよいと斷言できる。内地の人々の滿洲に對する認識は非常に不正確で貧弱である。私は滿洲滞在僅かに二十日餘り、本當の滿洲を把握することはできなかったが、少くとも先輩の努力

に對しては十分な認識を得たつもりである。

兵隊さんの眼

相場哲三

黄浦江に入つて兩岸や江上に懸る影、しい日章旗を見て頼もしく嬉しさに心が躍つたが、それと共に有難いといふ念がひし／＼と身にせまつてきた。商船はいはずもがな、一、二人乗の小さなジャンクまで日章旗を懸してゐる。しかし、まだ／＼浦東その他には相當の英米旗が見られ、彼等の永年の努力による根強い發展の跡を忘れてはならない。

われ／＼は海軍の御厚意でジャンク調査や江上巡邏等に從事した。甲板から船まで、船も沈むばかりに大きな荷物や子供をかゝへて乗つてゐる江上定期船の乗客の防銃検査や検査は並大抵のもではない。正直なところ、臨検どころか、

あの一種異様な悪臭にまづ辟易してしまつた。ジャンクなどは一度密輸に成功すれば半年位は遊んで喰へることである。従つて彼等はあらゆる知恵を絞つて



現地の實況

密輸を企てる。魚の腹にお金を隠したり、船底のあけ蓋や雨樋を巧みに利用して敵性物資の流入を企てるのである。これらはすべてのジャンクでないことは勿論であるが、あの無敵といつてもよい懸

しいジャンクを前に、四六時中身體の危険を感じつゝ、水上で臨検に當つてゐる將兵の勞苦は想像以上のものがあるといへよう。

戸口調査は一月々々調査表を配布して調査したのであるが、結果を得るに至らずして残念であつた。しかし、支那の庶民階級に接する機会を得て、彼等がどんな境遇におかれても満足してゐる態度とその生存力の強力なものには驚かざるを得なかつた。われ／＼の見たのは下層階級であつたかも知れないが、大部分の支那人は粘り強い生活力を持つてゐるのである。われ／＼の生活態度と彼等の生活態度とを比較し、もつと日本人は組織正しく手を組んで各の特長を生かして東亞新秩序の完遂に邁進しなければならぬと思ふ。

緊張した空氣の中で、租界部隊の哨兵に立ち巡邏を行つた。初めて鐵砲を被

り齧刺して立つた時は、一人前の兵隊になつたやうな緊張と嬉しさを感した。換じめ兇器や禁物物資を見學し、そのやり方と眼のつけどころを教はつてやつたが、いざ立つてみると皆目見當がつかない。背後の力を頼みにやつと威嚴を保つて立つてゐるのが正直な姿であつた。中には本營の兵隊さん同様従順なものもあれば、中には／＼と眞さ／＼にじろ／＼見に行くものもある。恐る／＼左手で身體検査をする指先に思ふやうに力がいらない。薄氣味の悪いものである。相手に注意すれば兎もすると銃剣をもつた右手が御留守になつて了ふ。こゝ共同租界と日本租界をつなぐガーデンブリッジは文字通り車と人の洪水である。一寸ま／＼／＼すれば直ぐそれらの長蛇の列が現出する。全く四方八方に眼を配らなくてはならない道人の境地が必要である。それにつけてもこゝの兵隊さんの眼はみんな

鋭い。鋭いといふよりは、しつかりした鋭智的な美しい光をもつた眼である。すべてを見抜いてゐるやうに、的確に物事を處理して行くのには敬意を拂はずにはゐられない。折から風雨は強く、雨は防水着を通り洋服やシャツまでも通しかなり苦しいものであつた。われ／＼は雨中に凜然と立つ哨兵の姿を見て自らを勵し一心に努力したのであつたが、重慶テロの犠牲を甘受して凜然と整備につくその御勞苦はしみ／＼と心に染み、われわれは凜然と生活してゐてはすまぬと思つた。雨中の支那人街の巡邏も薄氣味の悪いものであつた。

鎮江の警備

石橋修三

揚子江下流中、上海につぐ要港である鎮江は、風光明媚人情細やかな所であり、安倍仲麻呂や弘法大師の曾遊の地として

傳へられてゐる。潑刺として活氣に満ちた、一面神羅網的な上海の雑踏に比して落着いた周囲の雰囲気である。

鎮江の街の背後に通なるゆるやかな丘陵は放牧場のやうな大草原をなし、支那特有の楊柳は、水邊に繁り、早や支那農民の野良着の裾を吹く風と共に大陸の秋の早さを思はせる。一度鎌倉が京都の郊外を偲ばせるやうな内地的な風物であり、四季を通じて内地の中國地方と大差ないことを聞かされて親しみ深い感情を抱かされる。外出の際一市民に道を問うたところ、數人の中國人が出て来て寄り合つて親切に教へてくれた。全く純良の風俗である。勿論この巷には陸海軍人のたゆまざる警備と治安維持によつて市民を感化した過去の業績を忘れてはならない。

〇〇へは運河を經由して、支那情緒をしみ／＼と味はつたが、かうした大規模

の運河を作り出す支那の底知れぬ力に心を打たれると共に、往き交ふ夥しいジャンクの群に支那における水路の持つ重要性を如實に知ることが出来た。と同時に、あの廣大な揚子江や碧湖の數倍もある〇湖や無敵といつてもよい運河や水邊を多くもない兵力で守備し、絶えず敵性物質の流出を防止したり、不意の敵襲に大きな犠牲を甘受しながら活潑する警備隊員の御苦労はとて筆舌に盡し難い。

前線の〇〇に派遣されて往復に〇〇の間を要し、また敵兵の出没する地點に暗夜歩哨に立ち、水軍線の彼方に敵艦ジャックを追ふ體驗を得て、三百六十五日それ等の日課を終り、腫瘍、病、蚊、軍、敗残軍と戦ひながら遂行してゐられる兵隊さんの御苦労には、滿腔の感謝と尊敬とを捧げずにはゐられなかつた。

なほ戦前僅かに三名しか在留邦人がゐなかつたのが、今は一千三百名が續々

設けいそしんでゐる。華中露糸場では、廣大な地域と露種場の設備に、露糸園日本を凌駕せんとして養蠶開成に乗り出した蔣介石の遠大な計畫の片鱗を知ることが出来、對支作戦に最も必要な馬匹の育成、保養、支那馬改良等の實狀を具さに感得したが、これら露種場等に我が聖職遂行目的に協力して暗々として立ち働く親日華人の動靜をうかがひ、今後日本人が自己のもつ科學的、組織的な長所に彼等の根強い生存力、生活力の長所を取り入れるならば、日華提携の上によい結果を遂からず招來するのではないかと思つた。

興亞の力

春風漸く薫らんとする五月、われわれは未だ味はつたことのない感激と、やがて踏むべき未知の大陸を夢に描いて若き

胸もはりさけるやうな氣持で勇躍後門を後にした。出づる者、見送られる恩師學友、いづれもが感激のみ。

一行十名を乗せた列車は三月月大空に光る聖地三重を後にした。終生忘れることのできなない深い印象であつた。かくて内原に入る、一義勇軍―そこには若き日本の姿がありくと感じられ、大陸國策の力強さが窺はれ、想像してゐた以上の緊張したものであつた。將來の日本を背負つて立つ者人、大和民族の先驅者として大陸に生を捧げる拓士の姿、その訓練ぶり、それを見、それを自ら體驗し得た私は、こゝにまづ第一の覺醒を促され、私達の行くべき道に無限の暗示を得たやうな感があつた。

五日間の訓練を終へ上京した。文部省屋上における莊嚴な壯行式が舉行された。この時、今さらながら強く私の胸に銘じたのは畏れも

兵ノ任實ニ懸リテ汝等青少年學徒ノ御肩ニ在リ

の偉大な御聖旨であつた。われわれはかくも大いなる御期待に對し如何に答へ奉るべきか、この上はますます滅私奉公の信念を固くし、御聖旨にそひ奉るべく、萬城の空に向ひ無言の強き誓をなしたのであつた。

三日の船路、赤い太陽が祖國の方から躍波にけふる海上にでた時の神々しさ、精しさはたとへやうもなかつた。

潮風に吹かれ遙か皇居を拜する時、高らかに奉唱する國歌の聲、あゝ眞に日本人のみに味はひ得る神祕の感である。

かくて晴の大陸入をした。途中、張鼓峰を眺めては堪えぬ悲憤の情と、この地を立派に建設し地下の英靈に應へ奉る決意に燃えたのであつた。われわれは頭を垂れて葬れゆく山腹にくつきり白く浮び出てる忠靈塔に永く、默禱を捧

げた。列車は暮れ迫る曠野を走る。車窓から眺める地平線も、空も、夕日も、また一本一草も、大陸に來たのだと感ぜさせる。

かくして現農場に到着した。見渡す北滿の大平原は一面の多枯野、木一本も無い荒涼たる曠野、冷く吹きつける胡風も皆多を思はせた。

〇月〇〇日、この日こそわれわれが憧れの興亞の聖地を降り下した最初の日だつた。若き血潮が胸を傳つて脈脈と大地に傳はつた。連日の播種作業、立派に遂行された千二百町歩の播種作業、われわれの血の通ふ小麦は、馬蹄薯はぐんぐんと陽光に伸びてゐる。

この寒い冬も一過して北滿には急速に夏がやつて來た。冬から夏へ一全くわれわれには初めての驚異である。

これは何を意味するか、われわれ、青少年が激情に流れるのを戒める大自然の啓

示ではなからうか。

春若人よ徒らに夢みる勿れ、地質極めて偉大なこのアルカリ地帯にも堅き大地を破つて伸びて來る夏草の意氣がある。

八紘一宇の大理想を東亞に、吾全世界に光被せしめる先驅者たれ、捨死たれ、それこそ將來の日本學徒の歩むべき唯一筋の活路だぞ、と自然は無言の教訓を垂れる。播く一粒の麥、又又ホー一振の除草も皆これ興亞の力だ。われら農業學校隊をおいて他になし、さうした信念が盛り上つてくる。われわれは皇恩の無窮なるに感激すると共に、聖旨を奉戴し、いよいよ盡忠報國の念を固くしなければならぬ。

内地を後にしてから早や二月、その間何を待たか、見聞するところも多く、感激も多かつた。けれど私達がさらにさらに強く得たものは體驗、この土に生きる日本人の喜び、建設の愉快であつた。



シンガポールとマレー事情

プリンス・オブ・ウェールズ號の極東廻航を始め、シンガポール、マレーを中心とする英國の軍事的動きが活発化してゐるが、世上やゝもすれば軍事的シンガポールの重要性のみに氣を奪はれ、より根本的なシンガポールの重要性を看過し易い傾向が強いやうである。

古來、ロンドンを中心とした圓周内には、英聯邦(通稱英帝國)全領土の四分の一が包含されるに止まり、シンガポールを中心とした圓周内に他の四分の三までがすべて包含されるといはれる。すなはち、シンガポールは、小にしては濠洲とインド、ビルマとの中繼地點をなし、大にしては英聯邦四分の三の領域のみならずヨーロッパ大陸を除いた地球陸地の中心地點に位してゐるわけである。

そのシンガポールを、軍事上の重要さのみならず、英國側として極めて重視する所以のものは、シンガポールを正玄關とするマレー半島それ自體の現實的な經濟能力である。

對英戰費の補給源

シンガポール島とマレー半島とを一括して英領マレーと總稱するが、この英領マレーは、今次大戰に際會しその特産物たるゴムと錫とを以て、世界最大の産金地南阿聯邦とならんで、最も重要な對英戰費補給源となつてをり、具體的數字を挙げれば、一九三九年度において、ゴムを總輸出の八割(約三千萬噸)二億三千萬弗まで、錫を約六千噸(一

億二千萬弗)對米輸出し、一九四〇年以降は英米間の特別取極めによりますぐ増加を擧げてゐるのである。

英領マレーは、その全領域が臺灣の四倍に近く、南北七百四十餘キロ、東西の最大幅約三百五十キロ、政治的には、英國女王直轄の海峡殖民地を始め、マレー諸州聯邦ならびに非聯合マレー諸州の三分二から成つてゐる。

但し、英國の直轄殖民地でないマレー土侯諸州は、聯邦の加盟州と非加盟州とを問はず何れも英保護領の地位にあり、各州の回教信奉の土侯はそれによつて對英條約により回教宗律の問題を除くのはかはずして英國出先當局者のいはゆる助言を容認せねばならない組織になつてをり、従つて英領マレーにおける最高權力者は、マレー諸州に對する高等弁務官を兼任する海峡殖民地總督なのである。

英領マレーが三つの形態で統治されてゐることは、一見すると恰も英國のいはゆる「分割してたやすく統治する政策」の標本のやうでもあるが、それら各地の經濟的利害の不一致をあへて纏めることなく、土民統治階級の面子を十

分に保ちつゝ、しかも大局的に斷然抑へながら部分的にはつとめて現地の民意民情を尊重するといふ英國殖民政策の巧妙さを示してゐるものと言はなければならぬ。猶ほ大のマレー半島においてすらかかる考慮を必要とする。まして廣大な地域に亘る新東亞建設の完遂を期する吾等は、これを感ずることいよゝ切なるものがある。

英領マレーの内、まづ海峡殖民地は、その領域こそマレー全土の三十分の一しか占めてゐないが、シンガポール島を初めピナン島及びその對岸地區、マラッカ地方のマレー三要衝を擁し、且つジャヴァ西方のクリオマス島、コス島やボルネオ西北のラプアン島をも含む大掛りなものである。

マレー諸州聯邦は、マレー全土の五割三分を占め、セラノゴール、ベラク、ネグリセンプラン、パハンの四回教土侯州から成り、主として半島中部及び西部一帯を占めてゐる。聯邦に加入せぬ他のマレー諸州とは、半島最南端のジョホール、泰國境寄りのケランクマン、トレンガヌ、ケダア、ペリス等の五州である。

列國のマレー侵略史

今日の英領マレーの姿は、主として一八七五年(明治八年)から一九二〇年(大正九年)までの半世紀に亘つて仕立上げられたものである。

それよりさき、マレー半島に對する歐洲勢力の進出は、二五一年(後柏原天皇の御代、足利十一代將軍の頃)、ポルトガル人のマラッカ上陸をきつかけとして始められ、その當時までマラッカは既に南洋特産の香料集散地としてアラブ人やペルシヤ人の勢力範圍とされてゐた。かくて一六四一年に至り、ポルトガル人に代つてオランダ人の登場となり、その後約五十年間を通じて、オランダはマレー半島を勢力下においてゐたが、たゞ後進勢力英國に凌駕されるに至つたのである。

一七八六年(光緒天皇の御代、德川十代將軍の頃)、英國はビナン島をケダア州の土侯から東印度會社が譲り受けるといふ形式により、いよいよマレー半島進出の第一歩を印した。ついで一七九五年、英軍はマラッカをオランダ軍から

奪取したが、當時英國はナポレオン戦争後としてそれと對抗の必要上、オランダとの友好確立を希求してゐたため、出先當局の意に反してマラッカの對利還附となり一八二四年に至り正式に英國の治下へ委讓された。それと前後して、東印度會社の少壯社員でとくにマレー



地方の土俗風習言語を究めてゐたサー・スタンフォード・ラッフルスは、去る二二六五年のジャヴァ人來攻以來殆んど無人島として放置されてゐたシンガポール島が、將來、インドと支那との中樞港建設地點として理想的なりと信じ、當時シンガポール島の主權者であつたジョホール州の土族

を根氣よく説服して、一八一九年遂にその對英讓渡を容認させるに至つた。かくして、一八一六年ビナン・マラッカ・シンガポールとマラッカ海峡に面する半島三要衝を統一して海峡殖民地の誕生となり、その初期は印度政廳の管轄下に置かれ、一八六七年英本國殖民省に移管され英國直轄殖民地として今日に及んでゐる。なほ、一八八六年にはインド洋上のココス群島、一八八九年にはクリスマス島、一九〇七年にはラプアンが海峡殖民地へ追加されたのである。

一方、前世紀末の二十五年間を通じて、英國勢力はマレー半島内部へも著るしく進出し、まづ一八七四年ベラクが英保護領となり、ついでセラシゴール、ネグリセンプラン、パハンも保護領化し、一八九六年、これら四土侯州は共通利益のため聯邦政府を組織、これが現今のマレー諸州聯邦である。

越えて今世紀に入り、一九〇二年、英國は當時のシヤムと條約を結び、マレー半島北部の土侯諸州がシヤムの勢力範圍に屬することを認め、七年後にはそれら半島北部諸州たるケランタン、トレンガヌ、ケダア、ベリスに對する

保護權を英國側はシヤムより譲り受けるに至り、それと前後して英國はジョホール土侯州と友好關係を結んだが、このジョホールも、第一次大戦勃發の年に至り遂に英保護領となることを容認し、かくして現代英領マレーの態様は完成し今日に及んだのである。

三つの祖國を持つマレー

一九四〇年末現在における英領マレーの總人口は五百五十万四千人で、人種別にすれば、つぎの通りとなつてゐる。

支那人	四二・八%
マレー人	四一・五%
インド人	一三・六%
歐洲人	〇・六%
歐亞混血人	〇・三%
その他	一・一%

なほ、同期におけるシンガポールの總人口は七十六万で、その内譯は支那人七割八分・マレー人一割・インド人八分・歐洲人二分であつた。かくの如く、英領マレーは人種

的に見て、マレーのみならず支那及びインドの三つの祖國を併有してゐる状態であり、支那人が地元のマレー人を凌駕して英領マレー第一の多數人種となつたのは既に二年前以來のこと、英當局はかかる人種的成り立ちに對し、複雑多岐に亘る政策を取へて多とせず、とにかくも在住諸人種の懐柔に効率を高めてゐるのである。

英領マレーの貿易事情

つぎに、一九四〇年中における英領マレーの輸出總額十一億二千八百万海峽弗(海峽弗は約二圓)、輸入總額八億三千三百万海峽弗の國別割合を記せば、左の通りである。

アメリカ	五二・三%
イギリス	一四・五%
日本	五・三%
カナダ	四・五%
フランス	三・八%
關領東印度	三・四%
瀋洲	二・四%

インド	二・四%
サラワク	一・五%
泰	一・四%
關領東印度	三四・五%
イギリス	一四・六%
サラワク	一三・六%
支那	五・一%
アメリカ	四・六%
ビルマ	三・九%
インド	三・五%
佛領印度支那	二・七%
瀋洲	二・七%

すなはち、輸入一〇〇に對し輸出二三六の好帳尻にあり、前年に比較し輸入において三割二分、輸出において五割からの激増を告げ、英聯邦内各地との貿易が引つゞき維持されてゐること、及び米國との貿易が飛躍的に増加し以てヨーロッパ、大陸各地市場の喪失を補つて餘りあることが、一九四〇年度貿易の特徴とされてゐる。

なほ、マレーがその輸出の過半を米國に、そしてたとひ再輸出するにもせよ輸入の三割五分近くまで蘭印から受けてゐるといふ經濟要素こそは、西南太平洋のマレーをめぐり、米國ならびに蘭印がますます英國側と緊密化せんとする直接の基調をなすものにほかならない。

因みに、英領マレーの二大輸出品たるゴムは世界各國輸出總額の四割一分乃至四割三分を占め一九四〇年の輸出量五十四万噸、錫は世界輸出の二割八分乃至三割八分を占め一九四〇年の輸出量七万五千噸に達してゐる。

最も「割のよい弗箱」

一九三一年に再編成された英聯邦が、英國自治領諸國及び準自治領(カナダ・瀋洲・南阿・ニュージラランド・アイル・南ローデシア・印度帝國・ビルマ)、殖民地・保護領・委任統治領の三群から成ることはいふまでもないが、現在、英國の屬領と略稱する殖民地・保護領・委任統治領は總計四十五地方あり、この屬領面積二百二万平方哩(日本本土の約八倍)・人口六千万の内、英領マレーの占める割合は面積に

おいて二分五厘、人口において八分にすぎないが、屬領全體の輸出の實に三割九分までは英領マレー一手によつて行はれてゐるのである。すなはち、他の英屬領全部とマレー一地方とがその經濟價值において殆んど對等に近く、英領マレーが英屬領中の眞珠と評せられる所以もまたここに在る。

英領マレーはたゞに屬領中の雄たるに止まらず、一本立の各自治領と比較しても強ち劣らず、その貿易額はニュージラランドやアイルなどよりは遙かに勝つてをり、しかも英國側としてみる場合、カナダ・インド・瀋洲・南阿の貿易額は確かに英領マレーより多いとはいへ、それらに對する投下資本もまた巨額なものであり、投資を比較的少額しか要せずして最も活潑な對外貿易をつとめてゐる地方こそ、カナダ・インド・瀋洲・南阿に非ずして英領マレーなりと評することが出来るのである。

すなはち、英國投資と現地産出貿易額の點からして、英國の英帝國的活動上最も「割のよい弗箱」こそは、この英領マレーにほかならず、かかる觀點よりシンガポール及びマレー半島を識つて置くことが是非とも必要である。

お知らせ

年末年始の 鉄道輸送が制限されます

今年の上半期は昨年の同期に較べて、旅客は約一割五分も増加してゐます。ですから、この年末は昨年比べて相當に混雑することが豫想されます。それに、今年度は学校の卒業期が繰上げられて、その卒業日が丁度この混雑時期とちかひます。産業職士の数も年々増加してゐますから、その歸郷者の数もますます増加することと思はれます。

この輻輳を緩和するために、鐵道省では、いろいろと努力してゐるのですが、御承知のやうに、聖誕送行のために緊急を要する人や物を運ぶほか、船や自動車から轉嫁して来る人や物も運ばねばなりませんので、生やさしい増強策では、とても救済できません。

そこでやむを得ず、いろいろと取扱上の制限をしたり事務の簡便を図つたりして、この難局を打開することになり、皆さんにいろいろと御不便をかけてゐる次第ですが、皆さんの理解ある御協力によつて大東亜建設の大動脈確保に一層の努力を盡したいと思つてゐます。

- 一、食堂車、寢臺車の連結停止
現在、食堂車の連結を停止してゐるところもありますが、更に一部の食堂車の連結をやめ、代りに普通三等車を連結します。
- 二、近距離急行乗車の制限
十二月二十一日から一月十日までの間、次ぎの區間の旅行には、急行列車の利用を停止しますから、近距離行の方は普通列車を御利用下さい。
- 三、東京附近
東京・沼津間、上野・白河間、上野・水戸間、上野・野井澤間、上野・日立間
- 四、名古屋附近と北陸線
静岡・豊橋間、濱松・名古屋間
- 五、一、五〇二列車に限り富山・金沢間、大聖寺・米原間、敦賀・京都間

(ハ) 大阪附近

大津・盛岡間、京都・尾張一宮間、大阪・岐阜間、姫路・岡山間
以上の外、門司・高橋間の急行列車利用を、列車と期間を限つて制限します。

三、入場券の發賣停止

すでに實施中の際もありますが、年末年始に特に混雑する場合には、情勢に応じて發賣を停止します。

四、關釜、青函航路の乗船指定

(イ) 一月五日から三十一日までの下關釜山間航路下り各便には、乗船月日と船便を指定し、發券の割當数を定めて乗車船券を發賣します。

(ロ) 十二月十五日から三十一日までの青森・函館間航路下り便の乗船にも、關釜間航路と同様の取扱ひをして乗車船券を發賣する予定です。

五、スキーマの車内持込制限

年末、年始にかけて一定期間と列車を定めて、スキーマの車内持込みを禁止、または持込みの指定列車を定めます。

六、車内持込の手廻品の制限

混雑を出来るだけ緩和するため、車内持込の手廻品を二箇以内で制限しますから、年末年始の旅行には出来るだけ手廻品を少くするやうにお願ひします。

七、六大都市向け託送荷物の品種類限

六大都市と川崎市に到着する米・木炭、砂糖・マッチ、林檎・蜜柑・甘柿・馬鈴薯、さといも・白米・甘藷・玉葱・葱・大根(生のも)・塩鮭・鰯節は、十二月十五日から車扱に限り取扱ふことにし、手荷物、小荷物、宅扱または小口扱によるものは、受託しないことになりました。

- 八、自轉車の託送制限
輸送距離十キロ未満の自轉車は、十二月十五日から一月十日までは、小荷物または附随小荷物としての取扱ひを致しません。
- 九、スキーマの託送制限
スキーマは、十二月二十一日から一月六日まで手荷物または小荷物としての取扱ひを致しません(但し、北海道内は除外されてゐます)。

年末年始の旅行心得

(1) 十二月二十七日から一月二日頃

- までは、各列車とも混みましますから、旅行はこの時期をさけること
- (2) 老幼者の旅行は危険ですから、前記の時期をさけること
- (3) 駅では必ず係員の指圖に従つて行動すること
- (4) 見送り、出迎へは駅前で済ますこと
- (5) 出札、改札口、また乗降の際には一列に並び、秩序を守ること
- (6) 不行情なことをやめ、車内を綺麗にする

- (7) 手廻品は出来るだけ少くすること
- (8) 贈答品は送らぬこと
- (9) 十二月二十日以後は荷物が混みますから、それ以前に出すこと
- (10) 荷物は荷造を丈夫に、宛先を明瞭に書くこと、荷物の中に宛先人と荷送人の住所氏名を書いたものを必ず入れておくこと (鐵道省)

りました。

こんな例は方々で行はれてゐる模様ですが、必要なものを買ふ場合に不必要な物までも無理に買はされ、随分無駄をさせられるのですが、一體どんなものでせうか。

〔答〕 御話のやうな場合は、**抱合せ販賣**に該当します。抱合せ販賣とは、買主が購入を希望しない不必要な品物を強ひて併せて販賣する行爲をいひます。暴利行爲等取締規則第一條第三項の規定はかやうな抱合せ販賣を禁止してをります。これに違反すると三月以下の懲役または百圓以下の罰金に處せられます。しかも店員の行爲について店の主人も一緒に處罰されることになつてをります。

〔問〕 右の場合値段は公道價格を守つてゐたとしても抱合せ販賣の罪となりませんか。〔答〕 さうです。何故かと申しますと抱



統制經濟違法の手引 (三)

〔問〕 先日近所の酒屋へ糶酒を買ひに行きましたところ、同時に磨砂を買へば糶酒を賣らうといふ話です。宅には磨砂

がだくさんありますので欲しくはなかつたのですが、磨砂を買はなければ糶酒を賣つてくれませんかので仕方なく買つて参

りました。

合せ販賣の罪は價格違反行爲を處罰する趣旨のものではないのですから、公道價格を超えたかどうかといふことは關係がないからです。成程それは暴利行爲等取締規則の中に規定されてをります。この規則は暴利を得る行爲だけを處罰する目的で制定されたものではなく、暴利行爲のほかにも買占め、買占めのやうな物賣の公平な配給を害する行爲の處罰をも定めてゐるのです。

抱合せ販賣の罪も同様に物賣の公平な配給といふことを考へて設けられたものなのです。〔問〕 それでは買主が購入を希望しない物品を公道價格以上で抱合せた場合はどうなりますか。

先日私が或る店で菓子を買はうとしたところ、それと一緒に和菓を買はされたのです。菓子の方は公道價格通りでしたが、和菓の方は粗糶なものを非常

高い値段で賣り付けられた恰好でした。

〔答〕 そのやうな場合には、今説明しました暴利行爲等取締規則の抱合せ販賣の罪が成立するほか、同時に價格等統制令の脱法行爲の罪が成立します。と言ひますのは、たとひ菓子の方は公道價格通りであつても、同時に不當の値段で和菓を抱合せ結局においては菓子の公道價格に違反して菓子を販賣したと同じ結果だからです。

價格等統制令第九條は何等の名義を以てするを問はず價格の制限を免れる所爲をしてはならないといふことを規定して、巧妙な方法で禁止を免れようとする一切の行爲を禁じてゐます。

ですから貴方の場合の買主に付ては、暴利行爲取締規則の抱合せ販賣の罪と同時に、價格等統制令の脱法行爲の罪の二つが成立するわけです。そしてかやうな場合は重い罪の刑によ

り處罰されることになつてゐますから結局價格等統制令違反として十年以下の懲役または五万円以下の罰金の刑に處せられることになりま。

なほ抱合せ販賣が價格等統制令の脱法行爲の罪を構成するといふことに關しては昭和十六年二月二十七日の大審院の判決は「販賣價格ヲ指定セラレタル指定物品ヲ販賣スルニ當リ買受人ニ於テ購入ヲ希望セザル他ノ不必要品ヲ強ヒテ併セ販賣シ多少ノ利益ヲ擧グルニ於テハ該利益ハ全ク右不必要品ヲ併セ販賣シタルニ因リテ取得シタルモノニシテ畢竟指定物品ヲ指定價格ヲ超エタル對價ヲ以テ販賣シタルと同様ナル利益ヲ擧ゲタルニ外ナラサルモノト云フベク其ノ併セ販賣シタル他ノ物品ノ價格ガ一般市價ヨリ甚ク高價ナル場合ナリト否トヲ問ハズ右行爲ハ物品販賣價格取締規則第二條ニ違反スルハ勿論價格統制令第九條ニ

違反スルモノト云ハザルベカラズ」と
説明してゐます。
この判決は價格統制令の前身ともい
ふべき物品販賣價格統制令時代の事
件についてのもので、今日のやうにすべて

の物品について制限價格のある場合とは
ちがひますので、一般市價を以て抱合は
せたいふことが問題になつたのです。
今日では公定價格を以て抱合はせるこ
とが問題となるわけですが、こんな事例

は未だ大審院の判例を受けたことがない
やうですが、考へ方は矢張り同じではな
いかと思はれます。
(司法省)

債券は戦闘力

大いに買って下さい

ご存じのやうに、戦費の大部分は國債
の發行で賄はれてゐるのですから、皆
さんが一枚でも多く國債や、債券を買つ
て下さることは、直ちに第一線の戦闘力
を強めることになるのです。次に今賣
り出されてゐる債券を一括してご紹介し
ますから、一ふん張りの意氣で大いに買
つていただきたいと思ひます。

利札附國債 (賣出し) (十一月十三日より)
(十一月十四日まで)
二十五圓券 二十四圓五十錢

五十圓券 四十九圓
百圓券 九十八圓
千圓券 九百八十圓
○利息 年三分六厘八毛
○利拂期日 三月一日、九月一日の二回
○償還期日 昭和二十四年三月一日
○税金 金 かゝりません

第十一回報國債券 (賣出し) (十一月一日より)
(十一月一日まで)
十圓及び五圓券
○償還期限 昭和二十六年十二月一日
○抽籤 昭和十七年三月第一回、以後毎年

三月、但し昭和二十六年は三月、
十一月
○抽籤による
増金割 一萬圓、二萬圓、十圓券
一等五千圓、二等五百圓(五圓券)
第二十五回貯蓄債券 (賣出し) (十一月一日より)
(十一月一日まで)
十五圓券 十圓
七圓五十錢券 五圓
○償還期限 昭和三十年十月
○償還方法 昭和十七年三月第一回、九月第二
回の抽籤以後毎年三月、九月に抽籤
○抽籤による
増金 一等二千圓、二等二百圓(十五圓
券) 一等千圓、二等百圓(七圓五十錢
券)
(大藏省)

生活必需品

生活必需品の口頭本

履物

革靴

「足の爪先まで……」といふ言葉がありますが、足に履く靴、ゴム製履物などに
も、皮革、ゴムなどの關係から統制が行はれてゐます。

はれてゐる感があります。

もとく靴と軍隊とは附きもので、明治二年、伏見
駐在の親衛兵が靴をはいたのが我が國の軍靴の始り
といはれ、西村勝三、彈直樹兩氏によつて軍靴製造業
の基礎が築かれ、日清・日露の戦役によつて手工業か
ら機械工業へと發展しました。第一次歐洲大戦には、
ロシアへ大量に輸出され、製靴業は非常に進歩しまし

た。また今次の事變には莫大な軍需がありましたので、技術の進歩と經營の合理化が促進されたことは非常なものです。

靴の需給状況

ところで、革類は軍靴だけでなく、軍用品や兵器類にも使はれ、またベルトやバックキングなどの、いはゆる生産力擴充資材でもありますから、最近の需要額は大變なものです。従つて、一般の靴に向けられる革類は、どうしても減つて來ます。もと／＼この革類は、事變前ですら自給自足が出來ず、アメリカ・支那・南米・洋洲・フランスなどから四千五百万圓、また靴革は英國・インド・ドイツ・アメリカから八百萬圓も輸入してゐたほどです。

さて、今度の事變が始りますと、政府はいち早く畜産増殖五ヶ年計畫を立て、また一方では、昭和十三年

に皮革使用制限規則と皮革配給統制規則を公布して、一般國民の節約を求め、牛の革や水牛皮の革、馬の革等を使ふには、商工大臣または地方長官の許可を要することになつてゐます。

代用革靴の出現

このやうに靴は足りなくなつてゐますが、私達の生活にはなくてはならないものです。履物には草鞋、草履、下駄といろ／＼ありますが、激しい活動をするには、何んといつても靴が一番便利です。そこで、馬や豚、犬などの革で靴が盛んに造られるやうになり、また最近では、水産皮革や擬革、再生革などで造られたものも現れてゐます。水産皮革といふのは、鮫・鯨・鮭・海豚などの皮のことです。最近多く使はれてゐるのは鯨と鮫です。

鯨革はタンニン様にして、主に底革に使はれてゐる

ます。雨などのときに滑る缺點はありますが、皮が厚く強いので、豚などよりも良いものといはれてゐます。また鮫革は丈夫で水にも強く、軽く柔い上に龜裂もできないので、主に甲革に使はれてゐますが、牛皮に劣らぬといはれてゐます。一般向にはクローム様の生もの、單靴にはタンニン様のものが使はれてゐます。活事變前には、鮫皮といへば藝術品のやうに考へられてゐましたが、昨今では革靴の甲は殆んど鮫革です。

次に擬革ですが、これは事變前から少しはありましたが、牛革が足りなくなつたので、随分と使はれる本やうになりました。普通の擬革は、ニトロセルロースをブチルアセトなどで溶かし、これを布に塗つて、表面に天然革と同じやうな銀面を型捺機でつけるのですが、最近ではゴム樹液(ラテックス)や屑ゴムで造られる人造ラテックスなどを原料とした硬質ゴム底も使はれてゐます。布甲ゴム底の、いはゆるキャンバ

ス・シューズは、事變後間もなく小學生用の運動靴として配給されてゐますが、今後、革製の靴がもつと少くなれば、一般にも使はれることになるでせう。そこで、商工省では國民靴を制定することになり、目下日本靴工聯に、一定規格の短靴、編上靴、女學生用短靴、赤十字看護婦用靴の四種を決定させました。これは、少い資材を活用して、丈夫で實用的なものを造り、必要な方面にだけ配給しようといふ趣旨によるのです。

皮から靴へ

靴は製革と製靴の二つの工程に分けて造られます。まず製革ですが、皮(豚革前)のものを皮、鞣したものを革といつてゐます。は獸から剝いで製革業者に渡るまでには、一定期間の保存が必要で、腐つたり蟲がつかないやうにいろいろな貯藏法があります。米國や滿洲

では、削いだ皮を水洗ひして血や汚物を取り除いて鹽漬けにします(鹽蔵皮)。南米、佛印、ジャバなどの熱帯産のものは、天日に曝すだけです。

これらの皮が製革業者に渡るには、配給統制規則によつて、輸入品、移入品、内地産とそれら異つた経路を通ります。

生活 製革業者に渡つた原皮は、水に漬けて汚物を洗ひ取り、石灰漬にして脱毛し、水で洗つて石灰を抜いて鞣作業にかゝります。底革は主にタンニン鞣です。タンニン鞣の革は丈夫で厚革ができる上に、水で膨脹する本ことも少いので、底革には最適のもので、甲革も甲靴と一部の一般用のものは、タンニン鞣にしますが、これは茶利率といつて主に薄手の牛革に行はれます。さて、鞣された革は、それらの厚さに裏削して油に入れ、ヘラで伸ばした上で、吊して乾しますと光澤のある革が出来上ります。これが靴革です。靴革を揉ん

で柔らかくしたものが茶利率です。尤も最近では、一般用の甲革は軽くて軟かく、品も豊富で耐水、耐熱性の強いクローム鞣の革が多く使はれてゐます。製革に要する期間はクローム法とタンニン法で異なりますが、大體一ヶ月から半年かゝります。

さて、このやうにして出来上がった革は、特別の例外を除いて全部、商工大臣の許可を得た上で、日本皮革統制株式會社に賣り渡されます。會社では商工省の指令に従つて用途別に全國の革製品製造業者と加工業者に配給する仕組みになつてゐます。そのうち靴用となるものは、會社傘下の各地の配給店を通じて、全國の製靴業者に配給してゐます。ところが、今までの配給店と製靴業者は情實關係で結ばれてゐるものが多く、この關係のない製靴業者は、革が不足するにつれて殆んど革が足りないうやうになり、そこで、配給を調整する必要が起つて來ました。

この調整は、今まで各道府縣が道府縣組合を通じて行つて來たのですが、これをもつと徹底させるために、昭和十五年の末に日本靴工業組合聯合會(略稱日本靴工聯)を設立し、商工省では毎月の靴用革の數量を靴工聯に割當て、靴工聯ではこの數量に基づいて靴用革購入券を發行して所屬組合に割當て、購入券がなければ賣らないことになりました。これで製靴業者に公平に行き互るやうになつたわけです。

生活 次ぎに水産皮革の配給は獸皮革とは異つてゐます。品が、このまゝでは総合的な統制に差し障りしますので、獸革と同じやうに、日本皮革統制株式會社を通じて製靴業者に販賣させ、靴工聯に割當てをさせるやうに計畫を進めてゐます。

生産と配給の統制

靴業では造る者と賣る者の區別がはつきりしてゐま

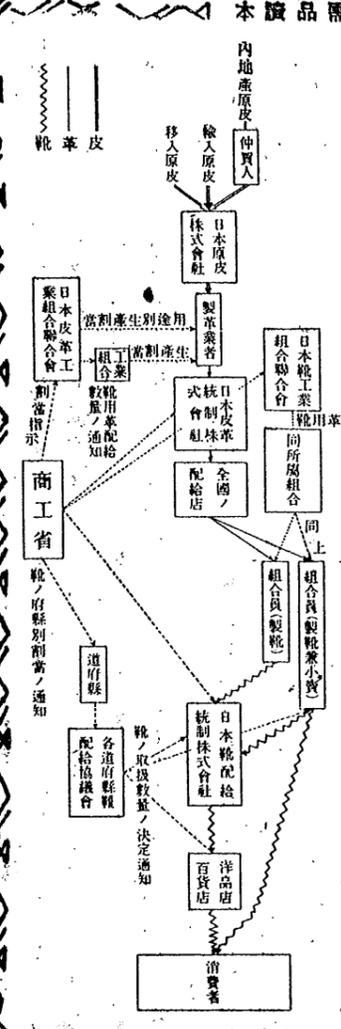
せん。多くの業者は、靴を造り、また、既製品を仕入れて、一緒に賣つてゐます。また、機械靴業者は直接に消費者に賣るほかは主に卸業者に賣つてゐます。そのほか受託業者、製造問屋などに純小賣、純卸業者を合せますと、全國の業者は二方に近い程です。

製靴業者は道府縣單位に工業組合とか聯合會を造り、また機械靴業者は別に日本機械靴工業組合を造り、これらのものを日本靴工聯が統制し指導してゐるわけです。ところが、現在のまゝでは材料の激減と需要の激増のために、公定價格で公平に需要者にゆき互るのことは難しいので、商工省では生産と配給の統制を行ふことになりました。その大要は次ぎの通りです。

商工省では毎月、靴に使ふ革、擬革、布、ゴム底の總數量を日本靴工聯に通知します。靴工聯では商工省に、これらの材料で造る靴の量を種類別に報告し、承認を受けた後で、所屬組合を通じて全國の靴屋さんに

製造の割當をします。そこで、商工省では別に各道府県の需要量と種類を考慮して、靴工聯からの報告を基礎にして、各道府県に使用數量を割當てます。そして機械靴業者と小賣をしない製靴業者が造つた靴は、靴工聯と東京靴卸商業組合が共同出資で設けた日本靴配給株式會社が全部買取ります。また、今までの小賣

靴の配給系統圖



業者は従前通りに小賣ができませんが、その數量が道府県への割當量に達しない時には、その道府県では、その量だけを日本靴配給會社から購入できます。日本靴配給會社では、この不足分を各道府県の靴配給協議會の決議に従つて、百貨店、洋品店、小賣店に配給します。卸業者は會社の指定取扱人として、この

配給事務を行ふわけです。この配給は、切符制度になつてゐませんが、學校教練、警察官吏とか交通従業者その他の靴を是非とも使はなければならぬ方面には、各道府県で購入票、證明書などを發行して、配給を確保することになつてゐます。

靴の公定價格

次に靴の値段ですが、革の一般販賣價格は昭和十三年六月に初めて指定されましたが、これは牛皮革、馬、鞍の靴甲革などのやうに、主に靴の材料を指定するの目的でした。その後、鯨革が指定され、更に蘇法別に細分され、現在では價格統制令で數十種の公定價格が出来てゐます。

靴の價格は、價格統制令に基づいて商工省が昭和十五年八月に指定したもので、男子用短靴、編上靴及び深靴、婦人用短靴、子供用靴の四種類に大別し、この

うち前の三つを、それ／＼一號品と二號品に細別し、一號品は、甲革にキッド・スウェード・牛馬・大甲・變り甲を使ふものと、鯨革を使ふものに分け、二號品は、甲革に豚革・變り甲を使ふものをいひますので、こゝで三つに區分されるわけです。次に、底革を牛、豚、鯨革か又は革以外の硬質ゴム底、バルガナイズド、ファイバーかなどによつて、右の三つを更に二分して六種の組合せを作り、この一つ／＼に男子は十一文三分以上、女上は十文以上と以下とに分け、更にまた複式縫と單式縫その他の製法で區別し、それ／＼合計二十四種づゝの公定價格があります。

子供靴は深靴と短靴、それに文數から七種に區別されてゐます。その後、中學生用の靴にも公定價格ができました。このやうに靴だけでも公定價格は八十種に及んでゐます。今、市場に出てる代表的なものを例にしますと、鞍甲で鯨底の短靴は、十一文以下は普通

これは別途の方法で配給します。

ゴム底布靴(運動靴)

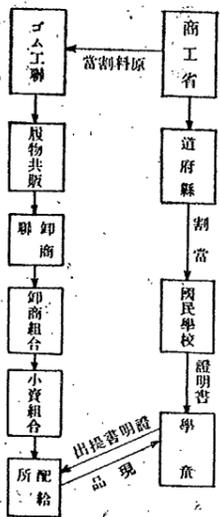
ゴム底布靴も、ゴム原料が不足してゐますので、現在、政府では国民學校児童用だけを配給してをります。

ゴム底布靴には、貼付のものゝ縫付のものゝ二種類ありますが、国民學校児童用として配給してゐるのは必貼付ゴム底布靴で、縫付のものは、子供用のものゝ大人用のものゝ造られてゐますので、現在では自由に販賣されてゐます。しかし、これも何等かの方法で配給を統制する筈ですが、こゝでは、政府の配給品である国民學校児童用及び貼付布靴についてお話しします。

この配給方法も大體、學童用ゴム靴と同様で、まづ商工省は、原料ゴム(生ゴムと再生ゴム)をゴム工聯に割當し、ゴム工聯は所屬の工業組合を通じて、ゴム底布靴の製造工場に割當し、これによつて製造したゴム底

布靴は、全部履物共販渡に引し、履物共販は商工省の各府縣別割當その他の指示に基づいて、ゴム被服商聯と連絡して各道府縣の卸商業組合に出荷します。各道府縣卸商業組合では、小賣商業組合(配給所)を通じて、国民學校児童に配給します。

なほ、商工省は、ゴム工聯にゴム原料を割當ると同時に、それで作るゴム底布靴を各道府縣に割當て通知します。各道府縣は、割當られた數量の範圍内で、道府縣内の國民學校に割當ります。國民學校長は、割當られた數量の範圍内で、必要な児童に證明書を發行します。



證明書を受けた児童は、證明書と引換に最寄の小賣商業組合(配給所)から品物を購入することになります。

地下足袋

地下足袋は、今まで一般に廣く使はれてをり、眞に生活の生活必需品です。

現在、どんな製品がつけられ、どういふ経路で配給必されてゐるか申しますと、まづ地下足袋には、貼付品、地下足袋と縫付地下足袋の二種類があり、前者は現在の配給地下足袋の大半を占め、貼付とゴム底を貼付式本でつくり、後者は、帆布とゴム底を縫付式でつくり、貼付地下足袋は、ゴム工聯關係の製造工場です。つくり、縫付地下足袋は、日本縫付地下足袋工業組合關係の業者が、ゴム底を購入して帆布にゴム底を縫付てつくりてゐます。

この二種類の地下足袋は、つくる順序や製造業者の

系統は異つてゐますが、製品の配給は、全日本地下足袋共同販賣株式会社(略稱地下足袋共販會社)で一括し、商工省の指示によつて、各用途別に一定の機關を通じて配給してゐます。つまり商工省は、ゴム靴、ゴム底布靴と同様に各道府縣の需要の状態を考へて、毎月豫じめ製品の製造を指示し、これに要する原料ゴムを配給します。さらに商工省は、毎月、用途別に鑛山川は各鑛山監督局、その他の一般のものは、各道府縣に割當て、その數量を通知すると同時に、地下足袋共販會社に販賣について指示します。

鑛山監督局と各道府縣は、これによつて購入票を發行し、需要者に交付することになります。また一方、製品の流れる経路は、地下足袋共販會社から各道府縣卸商業組合を通じて小賣商業組合(配給所)にゆき、需要者は、交付された購入票と引換に、右の小賣商業組合から購入することになりますが、用途別によつて配給

の経路が幾分異つてゐますから、用途別に説明することにします。

鑛山用 鑛山の地下足袋の配給は、商工省は毎月、各道府縣別に割當數量を算出し、各鑛山監督局に管下の道府縣別割當數量を通知すると同時に、地下足袋共販會社に販賣の指示をします。

活 割當てを受けた各鑛山監督局は、道府縣別割當數量を、さらに管下各道府縣に通知すると同時に、各道府縣卸商業組合にも通知します。なほ、鑛山監督局は、割當てを受けた數量の範囲内で、管下各鑛山に對して、地下足袋の購入票を交付し、購入票は各鑛山を通じて從業員に交付されます。

購入票の交付までの経路は大體以上の通りです。一方、製品の流れる経路は、商工省から販賣の指示を受けた地下足袋共販會社は、各道府縣卸商業組合に出荷し、卸商業組合では前に豫じめ鑛山監督局から割當數量

の通知を受けてゐますので、それに基づいて、さらに各鑛山が指定した小賣商業組合(配給所)に配給します。

そして鑛山従業員は鑛山監督局から交付された購入票と引換に、右の小賣商業組合から購入するわけです。

農林漁業用その他一般用 農林漁業用その他一般用の地下足袋は、商工省が毎月各道府縣に割當てをし、その數量を通知すると同時に地下足袋共販會社にも、販賣の指示をします。

割當てを受けた各道府縣は、割當てられた範囲内で購入票を作つて、管下の市町村に交付します。各市町村は交付された購入票を、さらに農林漁業その他一般勤勞者に交付します。

一方製品は、商工省から販賣の指示を受けた地下足袋共販會社から各道府縣卸商業組合に出荷され、卸商業組合は更に小賣商業組合(配給所)に送ります。かうして購入票を交付された需要者は、購入票と引換に小

賣商業組合(配給所)から購入します。

全購販關係用と官廳用

全購販關係の地下足袋は、原料ゴムも別途に配給し、大體、全購販關係の工場で製造して配給し、全購販から地方産業組合、すなはち各道府縣購販、各市町村購販を通じて、産業組合員に配給されます。

生 また、官廳用の地下足袋も、その原料ゴムと製品が別途に配給されてをり、各官廳を官廳として割當てられてゐる原料ゴムの中から官廳の要求によつて、そのゴムを使つて製造し配給します。その製造配給は、商工省の指示によつて地下足袋共販會社が取扱つてゐます。

新舊品引換制

前にも申しましたやうに、現在では、米國からの屑ゴムが輸入できなくなりましたので、これに代る屑ゴ

ムを確保するために、内地屑ゴムの蒐集を徹底し、ゴム履物については、まづゴム靴、ゴム底布靴、地下足袋の新舊品引換制による配給方法を考へてゐますから、近い中に具體化するはずで

蒐集された屑ゴムは、再生ゴムに練られ、生ゴムに混入されて、再び新しいゴム製品となつて、皆様にお目見得するのですが、廢品の活用といふ方面から申しましても、また現在不足してゐるゴム製品を、少しでも多く製造配給して、臨戦體制下にある我が國の生産力擴充、食糧増産に少しでも多く貢献するやう、一心全國民がこぞつて協力していただくなければなりません。そこで、配給された品物は、できるだけ大切に使つていただくと同時に、古くなつたものでも捨てないで、廢品の回収に協力していただきたいので

(商工省)

情報局募集國民演劇脚本入選發表表

演劇之部

情報局總裁賞(賞金壹千圓) 該當スルモノ無し

情報局賞(賞金五百圓)

「耕す人」 東京市江戸川區小岩町一ノ四四九 秋月桂太

「灯消えず」 東京市板橋區豐玉三ノ六 松崎博臣

「松風記」 東京市目黒區綠ヶ丘三三九 七郎

映畫之部

情報局總裁賞(賞金壹千圓) 該當スルモノ無し

情報局賞(賞金五百圓)

「母子草」 東京市品川區品川五ノ一〇一七 小糸のぶ

「静かなり」 東京市澁谷區長谷町二九 黒澤明

「土生玄碩」 京都市下京區七條大宮龍谷大學内 森田龍男

佳作(賞金壹百圓)

「會津幼學所」 東京市四谷區坂町一五山本莊 小野勝也

「天使の顔」 東京市板橋區練馬南町一ノ三五一〇 新藤兼人

「警備隊の人々」 香川縣仲多波郡琴平町阿波町七三 田邊新四郎

「國境の祭禮」 東京市杉並區天沼一ノ三三三 小松葉洲邦

「障」 東京市芝區濱松町四ノ三長崎アパート 藤戸三三四

文化の消長が國力に及ぼす影響の重大なるに鑑み、情報局においては國民文化の啓蒙を旨とし演劇及び映畫を通じて國民的自覺を高め國家意識の昂揚を圖るため、眞に國民的理想の顯現たる國民演劇及び國民映畫の確立を希念し、その一方策として、廣く一般より演劇及び映畫の脚本を募集し優秀なる脚本を選定して、その作者に賞金を交付し推奨すると共に、その上演並びに映畫化を指導して演劇及び映畫の質的向上を促進することとなつた。

今回の脚本募集は、情報局としては最初の企てであるにも拘らず、応募せる脚本は演劇百二十一篇、映畫二百九篇を數へ、實にこれは従來の脚本募集の水準を超えて優秀なる脚本が集り、作者の意圖にも情報局の希望する方向への正しい關心と理解が認められることは喜ぶべき現象である。応募脚本は概ね舊來の演劇映畫に阿諛し、或ひは外國の演劇映畫を模倣するが如きものは殆んどその影をひそめ、各脚本には夫々新らしき日本演劇新らしき日本映畫創造の萌芽が認められ、眞摯な意欲の窺はれるのは演劇映畫文化向上を物語るものとして注目し得る。しかしながらかかる眞摯な意欲にも拘らず、技術的に國民藝術としての迫力に缺け、意餘りあつて力足らざるため、選に漏れるもの尠くなかつたのは惜しむべきことである。

前記内容形式共に優れた脚本數篇を選定して入選賞を與へることとなつたが、唯映畫にあつては優秀なる脚本の多數あつ

たにも拘らず、總裁賞に該當すべき卓越したもの無かつたことは遺憾である。仍つて別に佳作數篇を選び敢へてこれを推賞した次第である。

「耕す人」は現代の山村を舞臺としそこに生きる人々の生活を生彩ある筆致を以て描出すると共にこの緊迫せる時代の中に強く明るく生き抜く道を示唆し氣品ある農村劇として深い感銘を與へる作品である。國民演劇の一分野を開拓するものとして總裁賞を授賞し特に推奨する所以である。

「灯消えず」は作者の體驗を素材として戦地における衛生部隊のかくれたる努力と美しい人間感情の交錯を描いてゐるが戦後の人々をして戦争に對する理解を一段と深め得るであらう。

「松風記」は明治維新の史實に取材して史劇にありがちな生硬さを脱し劇的興味を盛りつゝ時代の有する意義の重大さを訴へんとするところみるべきものがある。

「母子草」は教育に身を捧げる女性の生きかたを美しい感情の發露を以て描いたものであり感傷性の難點を克服して最も普遍的な人生の愛情に觸れ淡々たる表現において匠まざる美しさを盛り人々の生活に潤ひを與へるところ多大なるものがあると思はれる。

TOKYO GAZETTE

CONTENTS

- Japan's Early Contact With Thailand
(Third Division, Board of Information)
- Emergency Educational Measures
(Department of Education)
- The 77th Session of The Imperial Diet
- The Situation in China
1. Recent Activities of The Japanese Military Forces
(Army Press Section, Imperial Headquarters)
2. Naval Forces in Action
(Navy Press Section, Imperial Headquarters)
- From Japanese Points of View
- December, 1941

「静かなり」は都會における知識階級の一青年が應召に際しての靜謐なる心境を描いた小品であるが小規模にも拘らず構成技術の着實なる點において優れた演出に依つて初めて國民的性格の現はれが期待される。

「土生玄碩」は江戸時代の蘭醫土生玄碩の醫學に精進する姿を描いたもので單純なる構成にも拘らず玄碩の盡忠の獻身的な努力と成功との表現において現代に示唆するところ尠からざるものがあるであらう。

編輯局報情

週報

米英に宣戦布告

詔書	二
帝國政府聲明	四
大詔を拜し奉りて	六
東條内閣總理大臣	六
日米交渉の経過	七
帝國政府の對米通牒	二二
防空下令について	二六

録附號〇七二第

昭和十一年十月十一日第三種郵便物認可
昭和十六年七月十日發 行 一 回 本 報 日 誌 〇

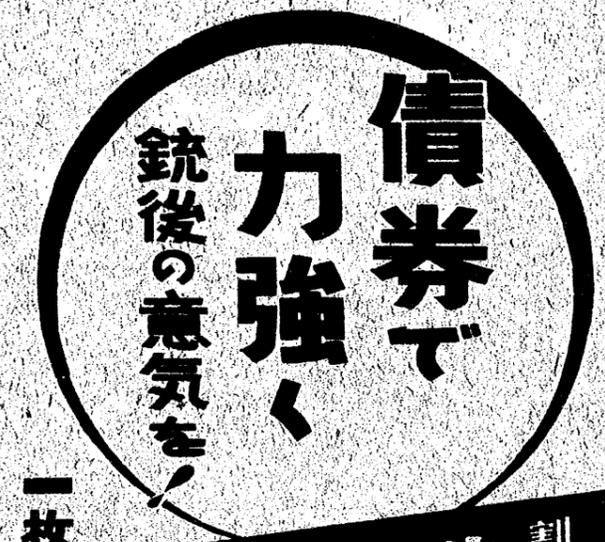
週報は民翼の道しるべ

日一十三日一月二十 出売

週報

昭和十一年十月十一日第三種郵便物認可
昭和十六年七月十日發 行 一 回 本 報 日 誌 〇

内閣印刷局印刷發行



一枚十円・五円

割増金附
貯報
蓄國
債債
券券

行銀業勸本日・省 蔵 大

(并[A5]格規定圖はさき大の書本)

露光量違いにより重複撮影

編輯局報情

週報

米英に宣戦布告

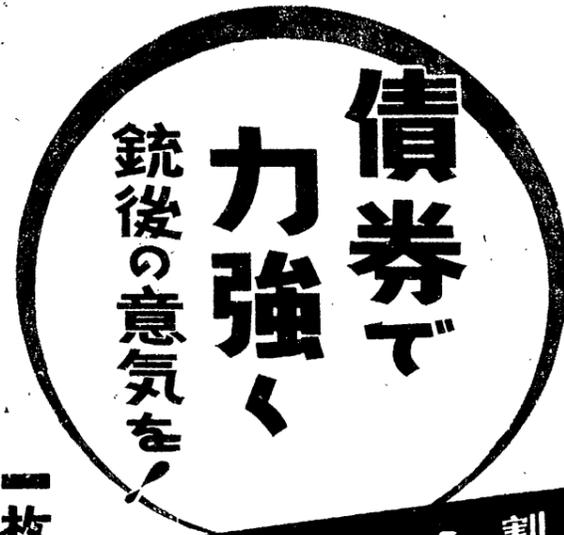
詔書.....	二
帝國政府聲明.....	四
大詔を拜し奉りて.....東條内閣總理大臣	六
日米交渉の経過.....	七
帝國政府の對米通牒.....	二二
防空下令について.....	二六

録附號〇七二第

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十六年十二月十日發行
一回水曜日發行

週報 民翼の道しるべ

日一十三日一月二十 出売



一枚十円・五円

割増金附
貯報 蓄國 債券 券券

行銀業勸本日・省藏大

(判LA51格規定國はさき大の書本)

内閣印刷局印刷發行

露光量違いにより重複撮影

詔書

(昭和十六年十二月八日澳發)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
 朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務
 ノ奉行シ朕カ眾庶ハ各其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナ
 カラムコトヲ期セヨ
 抑東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷
 ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ
 國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬩鴻溝ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕
 カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲ
 シテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ
 結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牖ニ相闔クヲ悛メ
 ス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞シ
 ムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和ノ通商ニ有ラ
 ユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ
 裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシ

メテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セ
 ムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至
 ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ
 皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東
 亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名御璽

昭和十六年十二月八日

- | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|-------------|
| 鐵道大臣 | 商工大臣 | 大藏大臣 | 遞信大臣 | 外務大臣 | 海軍大臣 | 司法大臣 | 厚生大臣 | 拓務大臣 | 農林大臣 | 國務大臣 | 文部大臣 | 內閣總理大臣兼陸軍大臣 |
| 八田嘉明 | 岸信介 | 賀屋興宣 | 寺島健 | 東鄉茂德 | 嶋田繁太郎 | 岩村通世 | 小泉親彦 | 井野碩哉 | 鈴木貞一 | 橋田邦彦 | 東條英機 | |

帝國政府聲明

昭和十六年十二月八日

恭シク宣戰ノ 大詔ヲ奉戴シ茲ニ中外ニ宣明ス。抑、東亞ノ安定ヲ確保シ、世界平和ニ貢獻スルハ、帝國不動ノ國是ニシテ、列國トノ友誼ヲ敦クシ、此ノ國是ノ完遂ヲ圖ルハ、帝國ガ以テ國交ノ要義ト爲ス所ナリ。

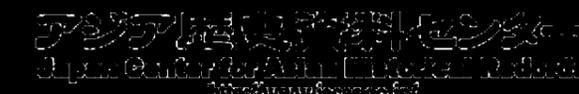
然ルニ、曩ニ中華民國ハ、我眞意ヲ解セズ、徒ラニ外力ヲ恃ンデ、帝國ニ挑戰シ來リ、支那事變ノ發生ヲ見ルニ至リタルガ、御稜威ノ下、皇軍ノ向フ所敵ナク、既ニ支那ハ、重要地點悉ク我手ニ歸シ、同愛具眼ノ士國民政府ヲ更新シテ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ、友好列國ノ國民政府ヲ承認スルモノ已ニ二十一ヶ國ノ多キニ及ビ、今ヤ重慶政權ハ、奧地ニ殘存シテ無益ノ抗戰ヲ續クルニ過ギズ、然レドモ英米兩國ハ東亞ヲ永久ニ隸屬ノ地位ニ置カントスル頑迷ナル態度ヲ改ムルヲ欲セズ、百方支那事變ノ收結ヲ妨礙シ、更ニ蘭印ヲ使喚シ、佛印ヲ脅威シ、帝國ト泰國トノ親交ヲ裂カムガ爲、策動至ラザルナシ。仍チ帝國ト之等南方諸邦トノ間ニ共榮ノ關係ヲ増進セムトスル自然ノ要求ヲ阻害スルニ導クナシ。其ノ狀恰モ帝國ヲ敵視シ帝國ニ對スル計畫ノ攻撃ヲ實施シツツアルモノノ如ク、遂ニ無道ニモ經濟斷交ノ舉ニ出ヅルニ至レリ。凡ソ交戰關係ニ在ラザル國家間ニ於ケル經濟斷交ハ、武力ニ依ル挑戰ニ比スベキ敵對行為ニシテ、ソレ自體默過シ得ザル所トス。然モ兩國ニ更ニ與國ヲ誘引シテ帝國ノ四邊ニ武力ヲ増強シ、帝國ノ存立ニ重大ナル脅威ヲ加フルニ至レリ。

帝國政府ハ、太平洋ノ平和ヲ維持シ、以テ全人類ニ戰禍ノ波及スルヲ防止セムコトヲ願念シ、叙上ノ如ク帝國ノ存立ト東亞ノ安定トニ對スル脅威ノ激甚ナルモノアルニ拘ラズ、隱忍自重八ヶ月ノ久シキニ亘リ、米國トノ間ニ外交々渉ヲ重ネ、米國ト其ノ背後ニ在ル英國並ニ此等兩國ニ附和スル諸邦ノ

反省ヲ求メ、帝國ノ生存ト權威トノ許ス限リ、互讓ノ精神ヲ以テ事態ノ平和的解決ニ努メ、盡ス可キヲ盡シ、爲ス可キヲ爲シタリ。然ルニ米國ハ、徒ラニ架空ノ原則ヲ弄シテ東亞ノ明々白々タル現實ヲ認メズ、其ノ物的勢力ヲ恃ミテ帝國ノ眞ノ國力ヲ悟ラズ、與國ト共ニ露ハニ武力ノ脅威ヲ増大シ、以テ帝國ヲ屈從シ得ベシトナス。斯クテ平和的手段ニ依リ、米國並ニ其ノ與國ニ對スル關係ヲ調整シ、相携ヘテ太平洋ノ平和ヲ維持セムトスル希望ト方途トハ全ク失ハレ、東亞ノ安定ト帝國ノ存立トハ方ニ危殆ニ瀕セリ。事茲ニ至ル。遂ニ米國及英國ニ對シ宣戰ノ 大詔ハ、渙發セラレタリ。聖旨ヲ奉體シテ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ。我等臣民一億鐵石ノ團結ヲ以テ蹶起勇躍シ、國家ノ總力ヲ擧ゲテ征戰ノ事ニ從ヒ、以テ東亞ノ禍根ヲ永久ニ芟除シ聖旨ニ應ヘ奉ルベキニ秋ナリ。

惟フニ世界萬邦ヲシテ各、其ノ處ヲ得シムルノ 大詔ハ、炳トシテ日星ノ如シ。帝國ガ日滿華三國ノ提携ニ依リ、共榮ノ實ヲ擧ゲ、進ンデ東亞與隆ノ基礎ヲ築カムトスルノ方針ハ、固ヨリ渝ル所ナク、又帝國ト志向ヲ同ジウスル獨伊兩國ト盟約シテ、世界平和ノ基調ヲ劃シ、新秩序ノ建設ニ邁進スルノ決意ハ、益々鞏固タルモノアリ。而シテ、今次帝國ガ南方諸地域ニ對シ、新行動ヲ起スノ已ムヲ得ザルニ至ル、何等其ノ住民ニ對シ敵意ヲ有スルモノニアラズ。只英米ノ暴政ヲ排除シテ東亞ヲ明朗本然ノ姿ニ復シ、相携ヘテ共榮ノ樂ヲ頌タント冀念スルニ外ナラズ。帝國ハ之等住民ガ、我ガ眞意ヲ諒解シ、帝國ト共ニ、東亞ノ新天地ニ新ナル發足ヲ期スベキヲ信ジテ疑ハザルモノナリ。

今ヤ皇國ノ隆替、東亞ノ興廢ハ此ノ一舉ニ懸レリ。全國民ハ今次征戰ノ淵源ト使命トニ深く思フ致シ、荷毛驕ルコトナク、又怠タル事ナク、克ク竭シ克ク耐ヘ、以テ我等祖先ノ遺風ヲ顯彰シ、難關ニ逢フヤ必ズ國家與隆ノ基ヲ啓キシ我等祖先ノ赫赫タル史績ヲ仰ギ、雄渾深遠ナル皇謨ノ翼贊ニ萬遺憾ナキヲ誓ヒ、進ンデ征戰ノ目的ヲ完遂シ、以テ聖慮ヲ永遠ニ安ンジ奉ラムコトヲ期セザルベカラズ。



大詔を拜し奉りて

(東條内閣總理大臣放送)

只今宣戰の御詔勅が渙發せられました。精銳なる帝國陸海軍は今や決死の戦を行ひつつあります。東亞全局の平和は、これを熱願する帝國のあらゆる努力にも拘らず、遂に決裂の已むなきに至つたのであります。過般來、政府は、あらゆる手段を盡し對米國交渉調整の成立に努力して参りましたが、彼は從來の主張を一步も譲らざるのみならず、かへつて英、蘭、支と聯合して支那より我が陸海軍の無條件全面撤兵、南京政府の否認、日獨伊三國條約の破棄を要求し帝國の一方的讓歩を強要して参りました。これに對し帝國は他く迄平和的安結の努力を續けましたが、米國は何等反省の色を示さず今日に至りました。若し帝國にして彼等の強要に屈從せんか、帝國の權威を失墜し支那事變の完遂を期し得ざるのみならず、遂には帝國の存立をも危殆に陥らしむる結果となるのであります。事茲に至りましては、帝國は現下の危局を打開し、自存自衛を全うする爲、斷乎として立ち上るの已むなきに至つたのであります。

今宣戰の大詔を拜しまして恐懼感激に堪はず私、不肖なりと雖も一身を捧げて決死報國、唯々宸襟を安んじ奉らんとの念願のみであります。國民諸君も亦、己が身を顧みず、醜の御權たるの光榮を同じくせらるるものと信ずるものであります。およそ勝利の要訣は、「必勝の信念」を堅持することでありませぬ。建國二千六百年、我等は、未だ嘗つて戦ひに敗れたるを知りませぬ。この史績の回顧こそ、如何なる強敵をも破砕するの確信を生ずるものであります。我等は光輝ある祖國の歴史を、斷じて、汚さざると共に、更に榮ある帝國の明日を建設せむことを固く誓ふものであります。顧みれば、我等は今日迄隱忍と自重との最大限を重ねたのであります。断じて安きを求めたものでなく、又敵の強大を惧れたものでもありません。只管、世界平和の維持と、人類の慘禍の防止とを顧念したるにばかりありません。しかも、敵の挑戦を受け祖國の生存と權威とが危きに及びましては、驟然起たるを得ないのであります。

當面の敵は物資の豊富を誇り、これに依て世界の制覇を目標して居るのであります。この敵を粉砕し、東亞不動の新秩序を建設せむが爲には、當然長期戦たることを豫想せねばなりません。これと同時に絶大の建設的努力を要すること言を要しませぬ。かくて、我等は飽くまで最後の勝利が祖國日本にあることを確信し、如何なる困難も、障碍も克服して進まなければなりません。是こそ、昭和の臣民我等に課せられたる天與の試練であり、この試練を突破して後にこそ、大東亞建設者としての榮譽を後世に擔ふことが出来るものであります。

この秋に當り滿洲國及び中華民國との一徳一心の關係愈々敦く、獨伊兩國との盟約益々堅きを加へつつあるを、欣快とするものであります。帝國の隆替、東亞の興廢、正に此の一戦に在り、一億國民が一切を擧げて、國に報ひ國に殉ずるの時は今であります。八紘を宇と爲す皇謀の下に、此の盡忠報國の大精神ある限り、英米と雖も何等のるに足らないのであります。勝利は常に御稜威の下にありと確信致すものであります。私は茲に、謹んで微衷を披瀝し、國民と共に、大業發奮の丹心を誓ふ次第であります。

日米交渉の經過

(外務省公表)

一、日米間の交渉は、本年春頃より華盛頓に於て開始せられ、四月中旬米國政府より非公式試案の提示ありたるが、右試案の内容は、(一)兩國の抱懐する國際觀念及國家觀念、(二)歐洲戦争に對する態度、(三)支那事變に對する態度、(四)日米兩國間の通商、(五)太平洋地域に於ける經濟活動、(六)太平洋地域の政治的安定、(七)比律賓中立化等の項目を含み、之を太平洋全般の問題に關する

一般的協定の基礎たらしめんとせるものなり。本案には日本政府に於て受諾し得ざる幾多の點あり、同案中米國政府は日獨伊三國同盟條約に關しては米國が自衛に名を藉りて歐洲戦争に參入する場合、帝國が太平洋方面に於て米國の安全を脅威せざること付保障を求め、又支那事變に關しては米國の容認する基礎條件を以て日支和平を仲介せんとせり。依て帝國政府は五月中旬、三國條約

に付ては我軍事援助義務は同條約規定の場合に發動する旨を明かにし、又支那事變に付ては米國は近衛三原則、日支基本條約及日滿華共同宣言を了承し、我が善隣友好政策に信賴して重慶に對し和平を勸告すべく、重慶に於て右勸告に聽従せざれば重慶援助中止を申入れあり度旨を要求する等の修正を加へたる對案を提出し交渉を重ねたる處、六月下旬米國政府より前記四月案に比し、米國の主張を更に具體的ならしめたる修正案の提示あり、爾後交渉は同案を繰り續せられたり。

然るに七月、第三次近衛内閣成立後間もなく、帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き、佛領印度支那共同防衛の措置を講ずるや、米國は帝國に對し資産凍結を行ひ經濟的壓迫を加へ來れるが、帝國は依然平和解決の希望に促され、八月近衛首相より「ルーズヴェルト」大統領に對し「メッセージ」を以て帝國政府の平和的意圖を開陳すると共に、危局救済の爲には一刻も速に兩國首腦者會合の必要なる所以を送りたり。之に對し米國は主義上賛意を表したるも、交渉中の懸案特に三國條約問題、在支日本軍隊駐留問題及國際通商無差別待遇問題に關し、先づ合意成立するに非ざれば之を實行に移し難しとの態度を固執し、且前記六月案を固執して譲歩せざりしに依

り、我が方は九月六日局面打開案を提示し、次で同二十五日に至り、之等我が方の主張に前記米國側六月案を參酌せる新案を提出し交渉を重ねたるが、十月二日米國は豫て其の國際關係の基準として固執し來れる四原則即ち(一)一切の國家の領土保全及主權尊重 (二)他國の内政不干渉 (三)通商上の無差別待遇 (四)平和手段に依るの外太平洋に於ける現状の不變更なる諸原則の適用に關する帝國の意圖、竝に前記三問題に關し帝國政府の見解を更に明示せんことを要求し、交渉は之が爲め難關に達するに至り、遂に停頓の儘十月中旬第三次近衛内閣は挂冠せり。

斯くの如く兩國の見解對立を來したる所以のものは、米國が國際關係處理に付獨善の見解に立脚せる架空の原則的理念を強硬に固執し東亞の實情を顧みず、之を其儘支那其他に適用せんことを主張し居ることに起因するものにして、米國にして右の態度を固執するに於ては本交渉の妥結は極めて困難なる狀況にありたり。

三、現内閣に於ては太平洋の平和を願念する爲め交渉を繼續することに決し、公正なる基礎に於て妥結を圖らんとする見地より當時交渉の主要問題たりし三事項に付(一)三國條約に關聯する自衛權問題に付ては米國に於て自衛權

の觀念を濫に擴大せざる旨明確にすることを要求し(二)通商上の無差別待遇原則に付ては右原則が全世界に適用せらるるに於ては、右が支那を含む全太平洋地域に適用せらるること異議なきこととし(三)撤兵問題に付ては、支那事變の爲め支那に派遣せられたる日本軍隊の一部は日支間平和成立後一定地域に所要期間駐屯すべく、爾餘の軍隊は平和成立と同時に日支間協定に従ひ撤去を開始し、治安確立と共に撤去すべく又佛印に派遣せられ居る軍隊は支那事變解決するか、又は公正なる東亞の平和確立するに於ては直に之を撤去すべしとの案を得、右案により交渉を續行せり。此の間政府は日米交渉成立の際に關係事項に付、英國其他の諸國とも同時に了解の成立方米國側に於て斡旋すべきことを要望し、尙本件交渉に付萬全の努力を拂はんが爲め、來栖大使を米國に急派し野村大使を援助せしむることせり。

然るに米國側は、日米協定成立せば帝國は三國條約を保持するの要なかるべく、右は消滅若し死文となることを希望する旨反復力説し、通商無差別原則は無條件に支那に適用することを主張し、列國共同の下に支那の經濟協同開發を行ふこと等を包含する經濟政策に關する日米共同宣言案を提出せり、依て帝國政府は右に對し、通商無

差別原則に付ては帝國は同原則が全世界に適用せらるることを希望し、右希望の實現に順應して、支那に對しても同原則の適用を承認すとの趣旨を答ふると共に、右共同宣言案に付ては、支那共同開發提案は支那國際管理の端緒となる虞あるを以て、受諾し難きことを述べ米國側に撤回を求めたり。

四、十一月十七日以來、野村大使は來栖大使と共に大統領及び國務長官と會見を重ね、交渉急速妥結の要あることを力説せる處、大統領は支那問題に付ては日支間和平の「紹介者」たるの用意ありと述べ、又國務長官は帝國が獨逸と提携し居る限り日米交渉は至難なるを以て、先づ此の根本的困難を除去する必要がある旨を強調し、兩三回に亘り論議を重ねたるも、難關は依然として三國條約、國際通商無差別待遇問題及び支那問題に在ること明かとなれるを以て、帝國政府は兩國國交の破綻を回避する爲め最善の努力を竭さんとする考慮に基き、樞要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖る爲め十一月二十日左の新提案を提出せり。
一、日米兩國政府は孰れも佛印以外の南東亞細亞及び南太平洋地域に武力的進出を行はざることを確約す。
二、日米兩國政府は蘭領印度に於て其必要とする物資の獲得が保障せらるる様相互に協力するものとす。

三、日米兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すべし、米國政府は所要の石油の對日供給を約す。

四、米國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざるべし。

五、日本國政府は日支間和平成立するか又は太平洋地域に於ける公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべき旨を約す。日本國政府は本了解成立せば現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍は之を北部佛領印度支那に移駐するの用意あることを闡明す。

右に對し國務長官は帝國が三國條約との關係を明かにし、平和政策採用を確言するに非ざれば、右第四項を受諾し援將行爲を停止すること不可能なりと云ひ、又大統領の所謂日支間和平の「紹介者」たらんとの提案も、日本の平和政策採用を前提とするものなる旨を述べ、第四項に付大なる難色を示したるを以て、我が方は兩大使をして國務長官に對し、大統領の紹介に依り日支直接交渉開始せらるる場合和平の紹介者たる米國が、依然援將行爲を繼續せんとするは平和成立を妨害するものにして、其態度に矛盾あることを指摘し、米國政府の反省を要請せしめたり。

五、然るに此間米國政府は英、澳、蘭及び重慶代表と協議する所あり、十一月二十二日、國務長官は兩大使に對し、南部佛印よりの撤兵のみにては南太平洋方面の急迫せる情勢を緩和するに足らずとする旨、並びに大統領の所謂日支間の紹介は時機未だ熟せずと思考する旨を述べたり。

米國政府は其後も前記諸代表と協議を重ね居りたるが、二十六日國務長官は兩大使に對し、二十日の我が提案に付ては慎重研究を加へ關係國とも協議せるも、遺憾乍ら同意し難しとて今後の交渉の基礎案として大要左の如き案を提出せり。即ち

一、日米相互間に於て實際に適用すべき根本的原則として、政治關係に於ては前述の四原則を再述せるが、唯其の中第四點を紛争の防止及び平和的解決並びに平和的方法及び手續に依る國際情勢改善の爲、國際協力及び國際調停の原則と改め、經濟關係に於ては主として前記政治的原則の第三通商上の機會均等及び平等待遇の原則を敷衍し

二、日米兩國政府の採るべき措置として

(イ) 日米兩國政府は英、蘭、支、蘇、泰と共に多邊的不可侵條約の締結に努む。

(ロ) 日米兩國政府は日、米、英、支、蘭、泰國政府

との間に佛印の領土主權を尊重し佛印の領土主權が脅威さるる場合必要なる措置に關し即時協議すべき協定の締結に努む。

右協定締結は佛印に於ける貿易及び經濟關係に於て特惠待遇を排除し平等の原則確保に努む。

(ハ) 日本國政府は支那及び佛印より一切の軍隊(陸、海空及警察)を撤收すべし。

(ニ) 兩國政府は重慶政府を除く如何なる政權をも軍事的、政治的、經濟的に支持せず。

(ホ) 兩國政府は支那に於ける治外法權(租界及び團匪議定書に基く權利を含む)を拋棄し他國にも同様の措置を懲罰すべし。

(シ) 兩國政府は互惠的最惠國待遇及び通商障壁低減の主義に基く通商條約締結を商議すべし(生絲は自由品目に置く)。

(ト) 兩國政府は相互に資産凍結令を廢止す。

(チ) 圓亦爲替安定に付協定し兩國夫々半額宛資金を供給す。

(リ) 兩國政府は第三國と締結し居る如何なる協定も本協定の根本目的即太平洋全地域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられざることに付同意す。

(ヌ) 以上の諸原則を他國にも懲罰すること。

を提案せり。

右に付兩大使は其の不當なるを指摘し、強硬なる應酬をなせるが、國務長官は讓歩の色を示さず、越えて二十七日大統領は兩大使に對し今猶日米交渉の妥結を希望せざるに非るも、暫定的方法に依り局面打開を計るは、兩國の根本主義方針が一致せざる限り結局無効と思考する旨を述べたり。依て帝國政府は米國に對し、十一月二十日の我が提案は最も公正なる基礎に於て從來の彼我主張を充分考慮の上作成せられたるものなるにも拘らず、米國が之に同意するを得ずと爲し、東亞の現實を無視せる新案を提出し、殊に支那問題に關し其の態度を豹變せるは米國の誠意を疑はしむるものなるに付、米國側に於て反省せんことを要求せるが、國務長官は從來の態度を固執するのみにて交渉の本質的問題に付更に商議を進めんとする色なく、越えて十二月二日に至りウエルズ次官は大統領の命なりとて、情報によれば最近佛印方面に於て日本軍隊の移動増強行はれ居れりとて、右に關する帝國の眞意を照會し越したり。依て帝國政府は、右は最近佛印と支那との國境附近に於て支那軍が頻りに蠢動し居るに鑑み、之に備へんが爲め北部佛印に於て一部兵力の増強を行はるものなる處、之と關聯して自然南部に於ても部隊の移動が行はれたるものなる旨を回答したるが、

此の間米國政府は對日包圍陣を急速に増強すると共に、輿論を指導し交渉決裂の場合の地固めを爲すに至れり。

六、從て前記米國提案に對し、帝國政府は十二月七日附を以て別添「對米覺書」を以て其の態度を明かにせり。

帝國政府の對米通牒

(一六、二二、七)

覺書

一、帝國政府はアメリカ合衆國政府との間に友好的諒解を遂げ、兩國共同の努力に依り太平洋地域に於ける平和を確保し、以て世界平和の招來に貢獻せんとする眞摯なる希望に促され、本年四月以來合衆國政府との間に兩國國交の調整増進並びに太平洋地域の安定に關し、誠意を傾倒して交渉を繼續し來りたる處、過去八月に亘る交渉を通し、合衆國政府の固執せる主張並びに此間合衆國及び英帝國の帝國に對し執れる措置に付、茲に率直に其の所信を合衆國政府に開陳するの光榮を有す。

二、東亞の安定を確保し世界の平和に寄與し、以て萬邦をして各其の所を得しめんとするは帝國不動の國是なり。茲に中華民國は帝國の眞意を解せず不幸にして支那事變の發生を見るに至れるも、帝國は平和克復の方途を講ずると共に、戰禍の擴大を防止せんが爲め、終始最善の努力を致し來れり。昨年九月帝國が獨伊兩國との間に三國條約を締結したるも亦右目的を達成せんが爲めに外ならず。

然るに合衆國及び英帝國は有らゆる手段を竭し、重慶政權を援助して日支全面和平の成立を妨礙し、東亞の安定に對する帝國の建設的努力を控制せるのみならず、或は蘭領印度を牽制し、或は佛領印度支那を脅威し、帝國と此等諸地域とが相携へて共榮の理想を實現せんとする企圖を阻害せり。殊に帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き佛領印度支那共同防衛の措置を講ずるや、合衆國政府及び英帝國政府は之を以て自國領域に對する脅威なりと曲解し、和蘭國をも誘ひ資産凍結令を實施して帝國との經濟斷交を取てし、明かに敵對的態度を示すと共に、帝國に對する軍備を増強し、帝國包圍の態勢を整へ、以て帝國の存立を危殆ならしむるが如き情勢を誘致するに至れり。右に拘らず帝國總理大臣は本年八月事變の急速收拾の爲め合衆國大統領と會見し、兩國間に存在する太平洋全般に亘る重要問題を討議検討せんことを提議せり。然るに合衆國政府は右申入に主義上賛同を與へず、之が實行は兩國間重要問題に關し意見一致を見たる後とす

べしと主張して譲らず。

三、仍て帝國政府は九月二十五日、從來の合衆國政府の主張をも充分考慮の上米國案を基礎とし、之に帝國政府の主張を取入れたる一案を提示し論議を重ねたるが、双方の見解は容易に一致せざりしを以て、現内閣に於ては從來交渉の主要難點たりし諸問題に付、帝國政府の主張を更に緩和したる修正案を提示し、交渉の妥結に努めたるも、合衆國政府は終始當初の原案を主張し協調的態度に出でず、交渉は依然滯滞せり。茲に於て十一月二十日に至り、帝國政府は兩國國交の破綻を回避する爲最善の努力を盡す趣旨を以て、極重要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖る爲前記提案を簡單化し(一)兩國政府に於て佛印以外の南東亞細亞及び南太平洋地域に武力進出を行はざる旨を確約すること(二)兩國政府に於て、蘭領印度に於て其の必要とする物資の獲得が保障せらるる様相互に協力すること(三)兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すること、合衆國政府は所要の石油の對日供給を約すること(四)合衆國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざること(五)帝國政府は日支間和平成立するか又は太平洋地域に於ける公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべく、又本了解成

立せば現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍は之を北部佛領印度支那に移駐するの用意あること等を内容とする新提案を提示し、同時に支那問題に付ては合衆國大統領が義に言明したる通り、日支間和平の紹介者と爲るに異議なきも、日支直接交渉開始の上は、合衆國に於て日支和平を妨礙せざる旨を約せんことを求めたるが、合衆國政府は右新提案を承諾するを得ずと爲せるのみならず、援將行爲を繼續する意思を表明し、次で更に前記の言明に拘らず、大統領の所謂日支間和平の紹介を行ふ時機猶熟せずとて之を撤回し、遂に十一月二十六日に至り偏に合衆國政府が從來固執せる原則を強要するの態度を以て、帝國政府の主張を無視せる提案を爲すに至りたるが、右は帝國政府の最も遺憾とする所なり。

四、抑、本件交渉開始以來、帝國政府は終始専ら公正且謙抑なる態度を以て銳意妥結に努め、屢、難きを忍びて能ふ限りの譲歩を敢てしたるが、交渉上重要事項たりし支那問題に關しても協調的態度を示し、合衆國政府の提唱せる國際通商上の無差別待遇原則遵守に付ては、本原則の世界各國に行はれんことを希望し、且其の實現に順應して之を支那をも含む太平洋地域に適用する様努力すべき旨を表明し、尙支那に於ける第三國の公正なる經濟活動は何等之を排除するものにあらざることをも闡明せる

が、更に佛領印度支那よりの撤兵に付ても情勢緩和に資するが爲め、前述の如く南部佛領印度支那よりの即時撤兵を進んで提議する等協力妥協の精神を發揮せるは合衆國政府の夙に諒解する所なりと信ず。

然るに合衆國政府は常に理論に拘泥し現實を無視し、其の抱懐する非實際的の原則を固執して何等譲歩せず、徒に交渉を遷延せしめたるは帝國政府の諒解に苦む所なるが、特に左記諸點に付ては合衆國政府の注意を喚起せざるを得ず。

(一) 合衆國政府は世界平和の爲めなりと稱して自己に好都合なる諸原則を主張し、之が採擇を帝國政府に迫れる處、世界の平和は現實に立脚し且相手國の立場に理解を持し、相互に受諾し得べき方途を發見することに依りてのみ具現し得るものにして、現實を無視し一國の獨善的主張を相手國に強要するが如き態度は交渉の成立を促進する所以のものにあらず。

今般合衆國政府が日米協定の基礎として提議せる諸原則に付ては右の中には帝國政府として趣旨に於て賛同に吝ならざるものもあるも、合衆國政府が直に之が採擇を要するは、世界の現狀に鑑み架空の理念に驅らるるものと云ふの外なし。

尙日、米、英、支、蘇、蘭、泰七國間に多邊的不可

優條約を締結するの案の如きも、徒に集團的平和機構の舊構想を追ふの結果、東亞の實情と遊離せるものと云ふの外なし。

(二) 合衆國政府今次の提案中に「兩國政府が第三國ト締結シ居ル如何ナル協定モ本取極ノ根本目的タル太平洋全域ノ平和確保ニ矛盾スルカ如ク解釋セラレサルコトニ付合意ス」とあるは、即ち合衆國が歐洲戰爭參入の場合に於ける帝國の三國條約上の義務履行を牽制せんとする意圖を以て提案せるものと認めらるるを以て、右は帝國政府の受諾し得ざる所なり。

由來合衆國政府は其の自己の主張と理念とに眩惑せられ、自ら戰爭擴大を企圖しつつありと謂はざるを得ず、合衆國政府は一方太平洋地域の安定を策し自國の背後を安固と爲しつつ、他方英帝國を援け歐洲新秩序建設に邁進する獨伊兩國に對し、自衛權の名の下に進んで攻撃を加へんとするものなるが、右は太平洋地域に平和的手段に依り安定の基礎を築かんとする幾多の原則的主張と全然矛盾背馳するものなり。

(三) 合衆國政府は其の固執する主張に於て、武力に依る國際關係處理を排撃しつつ、一方英帝國等と共に經濟力に依る壓迫を加へつつある處、斯る壓迫は場合に依りては武力壓迫以上の非人道的行爲にして國際關係

處理の手段として排撃せらるべきものなり。

(四) 合衆國政府の意圖は英帝國其の他の諸國を誘引し支那其の他東亞の諸地域に對し、其の從來保持せる支配的地位を維持強化せんとするものと見るの外なき處、東亞諸國が過去百有餘年に亘り、英米の帝國主義的搾取政策の下に現狀維持を強ひられ、兩國繁榮の犠牲たるに甘んぜざるを得ざりし歴史的事實に鑑み、右は萬邦をして各、其の所を得しめんとする帝國の根本國策と全然背馳するものにして、帝國政府の斷じて容認する能はざる所なり。

合衆國政府今次提案中佛領印度支那に關する規定は正に右態度の適例と稱すべく、佛領印度支那に關し佛國を除き日、米、英、蘭、支、泰六國間に同地域の領土主權の尊重並びに貿易及び通商の均等待遇を約束せんとするは、同地域を六國政府の共同保障の下に立たしめんとするものにして、佛國の立場を全然無視せる點は暫く措くも、東亞の事態を紛糾に導きたる最大原因の一たる九國條約類似の體制を新に佛領印度支那に擴張せんとするものと観るべきものにして、帝國政府として容認し得ざる所なり。

五) 合衆國政府が支那問題に關し帝國に要する所は、或ひは全面撤兵の要求と云ひ、或ひは通商無差別原則

の無條件適用と云ひ、何れも支那の現實を無視し東亞の安定勢力たる帝國の地位を覆滅せんとするものなる處、合衆國政府が今次提案に於て重慶政權を除く如何なる政權をも軍事的政治的且經濟的に支持せざることと要求し、南京政府を否認し去らんとする態度に出でたるは、交渉の基礎を根柢より覆すものと云ふべく、右は前記援將行爲停止の拒否と共に、合衆國政府が日支間に平常狀態の復歸及び東亞平和の回復を阻害するの意思あることを實證するものなり。

五、要之、今次合衆國政府の提案中には通商條約締結、資産凍結令の相互解除、圓佛爲替安定等の通商問題乃至支那に於ける治外法權撤廢等、本質的に不可ならざる條項なきにあらざるも、他方四年有餘に亘る支那事變の犠牲を無視し、帝國の生存を脅威し權威を冒瀆するものあり、從て全體的に觀て帝國政府としては交渉の基礎として到底之を受諾するを得ざるを遺憾とす。

六、尙帝國政府は交渉の急速成立を希望する見地より、日米交渉妥結の際には英帝國其の他の關係國との間にも同時調印方を提議し、合衆國政府も大體之に同意を表示せる次第なる處、合衆國政府は英、蘇、蘭、重慶等と屢協議せる結果、特に支那問題に關しては重慶側の意見に迎合し、前記諸提案を爲せるものと認められ、右諸國は何れ

も合衆國と同じく帝國の立場を無視せんとするものと斷
ぜざるを得ず。
七、惟ふに合衆國政府の意圖は、英帝國其他と苟合策動
して東亞に於ける帝國の新秩序建設に依る平和確立の努
力を妨得せんとするのみならず、日支兩國を相闘はしめ
以て英米の利益を擁護せんとするものなることは今次交

渉を通し明瞭と爲りたる所なり。斯くて日米國交を調整
し合衆國政府と相携へて太平洋の平和を維持確立せんと
する帝國政府の希望は遂に失はれたり。
仍て帝國政府は、茲に合衆國政府の態度に鑑み、今後
交渉を繼續するも妥結に達するを得ずと認むるの外なき
旨を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり。

防空下令について

十二月八日午後一時五十分、防空實施が下命されたが、右につき次ぎのやうな大本營陸海軍報道部長談が發表された。
本日、必要の區域に防空實施が下命されたが、現下の狀況は、次ぎの如くである。
わが陸海軍航空部隊の精銳は、今や勇躍銀翼を連ねて廣く西太平洋方面の廣大なる地域にわたり敵空軍船艦施設の徹底
的な撃滅破壊を期して果敢なる攻撃を敢行中である。しかして、敵國目下の航空勢力及び航空基地より判斷すれば、帝國
の中心部に今直ちに優勢なる敵空軍の攻撃を受ける恐れは少く、その上、帝國要地には既に完璧の防空陣が配備され、敵
機必墜の決意に燃えて萬全の準備を完了してある次第であるが、航空作戦の本質上、時に我が防空陣の間隙を縫つて敵機
の飛來することのあることは豫期せねばならぬ。
油断は絶対に禁物である。小敵たりとも侮らず、大敵たりとも恐れざる大勇と、來らざるを待まず、待つあるを待む覺
悟とが最も肝要である。
萬一、敵機襲來の場合には、國民各位は嚴に周章狼狽を警め、協力一致、防空準備を整へ、冷靜沈着に各自の持場を固
守して、被害を最少限度に喰ひ止めて、敵機の空襲企圖を挫折せしめることが肝要であると共に、一方、長期化するべき對
米英戦の本質に鑑み、その勝利への要訣は、結局、國力の充實にあることに思ひを致し、過度の人員配置や必要以上の處
置を警め、當局の指導するところに基づき、敵狀に呼應し、適切妥當に行動し、以て堅忍持久、未嘗有の聖戰目的の完遂
に實に義勇率公の誠を致されんことを衷心より切望する次第である。

週

報

昭和十七年十月
昭和十七年十二月十日

第三種郵便物認可

（毎週一冊）

（毎週一冊）

印刷者 情報

發行所 内閣印刷局